

看護課

1. 看護職員確保対策について

(1) 看護職員確保に向けた施策の方向性・看護職員就業者数の推移について
看護職員確保については、従前から、「新規養成」「復職支援」「定着促進」を三本柱にした取組を進めており、看護職員就業者数は、令和2（2020）年で約173万人であり、この12年間で約33万人増加している。【PI看3】

その上で、看護職員確保に係る課題に対応するため、第8次医療計画においては、次の3つの方向性に沿って対策を進めていくこととなっているので、各都道府県においては、適切なお対応をお願いしたい。

1点目として、看護職員の需給の状況は、地域ごとに差異があることから、地域の関係者の連携の下、都道府県・二次医療圏ごとの課題を把握し、課題に応じた看護職員確保対策の実施を推進していただきたい。

2点目として、訪問看護は需要の増大が大きく、人材確保が困難であることから、都道府県において、地域医療介護総合確保基金の活用などにより、訪問看護に従事する看護職員の確保を推進していただきたい。

3点目として、新興感染症等の感染症拡大への迅速・的確な対応等のため、都道府県ごとの就業者数の目標の設定等を通じて、特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の養成・確保を推進していただきたい。【PI看4】

(2) 看護師等確保基本指針を踏まえた取組について

令和5年10月に本指針を改定しており、本指針は、国、地方公共団体、病院等の開設者等、看護師等そして国民が一体となって看護師等確保対策を総合的に推進するためのものであり、厚生労働省においても、都道府県の皆様と一体となって、本指針に記載されている各取組を進めていくこととしている。都道府県においては、当該指針を踏まえ、看護補助者の確保や看護学生の確保に取り組んでいただきたい。また、委託先であるナースセンターが適切に事業を行えるよう必要な予算措置を実施いただくようお願いする。

【PI看5】

(3) 令和6年度補正予算等について

令和6年度補正予算においては、中央ナースセンターが中心となって、へき地等における潜在看護職等の就業支援を実施するための経費を計上したと

ころである。これらの取組を活用して、へき地等の看護職員不足地域における看護職員確保に取り組んでいただきたい。【PI看6-1】

また、「デジタル改革関連法を踏まえた看護職の人材活用システム」については、国家資格等情報連携・活用システム（デジタル庁）と医療従事者届出システム（厚生労働省）との連携開始が遅れており、ご迷惑をおかけしているところであるが、現時点では、2025年秋以降の運用開始を予定しているところである。【PI看6-2】

（４）災害支援ナースの仕組みについて

令和6年4月から、災害支援ナースを医療法上の「災害・感染症医療業務従事者」に位置づけたところであり、都道府県が協定に基づき医療機関に災害支援ナースの派遣を依頼する仕組みとなっているので、引き続き、医療機関との協定締結に取り組んでいただくようお願いする。【PI看7】

看護職員確保に向けた施策の方向性

看護職員の確保に当たっては、「新規養成」「復職支援」「定着促進」を三本柱にした取組を推進していく。



新規養成



復職支援



定着促進

①看護職員の新規養成

- ✓ 地域医療介護総合確保基金により、看護師等養成所の整備や運営に対する財政支援を実施。
- ✓ 看護関係資格の取得を目指す社会人経験者が、厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（専門実践教育訓練）を受講した場合の給付の実施。

②看護職員に対する復職支援

- ✓ 都道府県ナースセンターが、無料職業紹介や情報提供・相談対応等を通じて、潜在看護職の復職支援を実施。
- ✓ 「デジタル改革関連法を踏まえた看護職の人材活用システム」を構築し、ナースセンターによる多様なキャリア情報の把握・活用を通じて、潜在看護職に対する復職支援を充実。（令和7年秋以降運用開始予定）

③看護職員の定着促進

- ✓ 地域医療介護総合確保基金により、病院内保育所の整備・運営や仮眠室・休憩スペース等の新設・拡張など、勤務環境改善に対する支援を実施。
- ✓ 都道府県医療勤務環境改善支援センターにおいて、看護職員を含めた医療従事者の勤務環境改善のための体制整備を行う医療機関に対して総合的・専門的な支援を実施。

看護職員等の処遇改善

診療報酬改定により令和4年10月に看護職員処遇改善評価料を導入。また、令和5年度補正予算により看護補助者の処遇改善事業を実施するとともに、診療報酬改定により令和6年6月にベースアップ評価料を導入。

地域・領域別の課題への対応

第8次医療計画（令和6年度～）に基づき、都道府県において、都道府県・二次医療圏ごとの課題に応じた看護職員確保対策の実施を推進するとともに、需要が増大する訪問看護に従事する看護職員の確保方策を策定。

看護職員就業者数の推移

看護職員の確保が進められて、看護職員就業者数は増加を続け、2020年（令和2年）には173.4万人となった。

注：看護職員とは、保健師、助産師、看護師及び准看護師のこと。



資料出所：厚生労働省「医療施設（静態）調査」「衛生行政報告例（隔年報）」「病院報告（従事者票）」に基づき厚生労働省医政局看護課において集計・推計
 ・病院で就業する看護職員数は、2017年以降は「医療施設（静態）調査」、2014年以前は「病院報告（従事者票）」による。
 ・診療所で就業する看護職員数は「医療施設（静態）調査」による。
 ・病院・診療所以外で就業する看護職員数は「衛生行政報告例（隔年報）」による。なお、「衛生行政報告例（隔年報）」の調査年ではない年については「衛生行政報告例（隔年報）」の数値に基づく推計値。

看護職員確保対策の推進（第8次医療計画（2024～2029年度）における見直しのポイント）

概要

- ・地域の関係者の連携の下、都道府県・二次医療圏ごとの課題を把握し、課題に応じた看護職員確保対策の実施を推進。
- ・都道府県において、地域の実情を踏まえつつ、需要が増大する訪問看護に従事する看護職員の確保方を定める。
- ・感染症拡大への迅速・的確な対応等のため、都道府県ごとの就業者数の目標の設定等を通して、特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の養成を推進。

◎看護職員の需給の状況は都道府県・二次医療圏ごとに差異がある

看護職員総数が 不足 すると推計された都道府県 (2025年の看護職員需要数が2020年の供給数を上回る)	看護職員総数が 充足 されると推計された都道府県 (2020年の供給数より2025年の看護職員需要数が少ない)
16都道府県	31都道府県

不足傾向は都道府県ごとに異なり、都市部（首都圏、近畿圏等）で不足傾向が強い

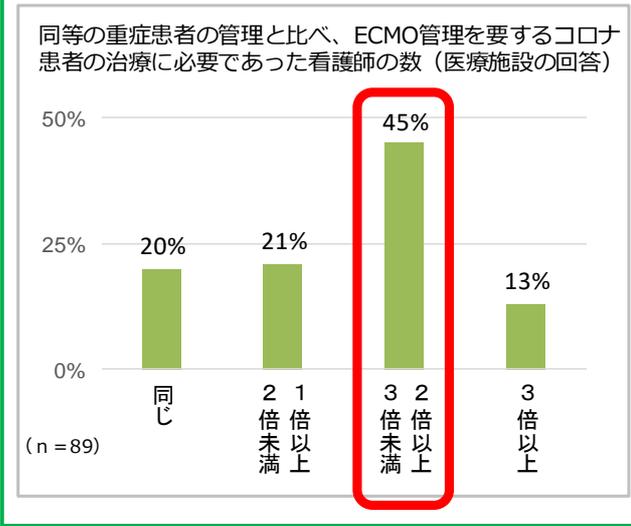
✓ 二次医療圏単位では、総数が不足傾向の圏域もある。
✓ 多くの二次医療圏で、訪問看護等について不足傾向。

◎訪問看護は需要の増大が大きく、人材確保が困難

	① 2016年	② 2020年	③ 2025年(推計)	③-② 需要増大(推計)
病院+有床診療所+精神病床+無床診療所	134.8	136.0	136.5	0.6
訪問看護事業所	4.7	6.8	11.3	4.5
介護保険サービス等	15.0	17.3	18.7	1.5
保健所・市町村・学校養成所等	11.5	13.4	13.6	0.3

※ 都道府県ナースセンターにおける領域別の看護職員の求人倍率（2020年度）を比較すると、**訪問看護ステーションの求人倍率が3.26倍で最大**

◎新型コロナの重症者の診療に当たっては、専門性の高い看護師が数多く必要になった



資料出所：
 ・「医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会 中間とりまとめ（概要）」（令和元年（2019年）11月15日）
 ・厚生労働省「医療施設（静態）調査」「衛生行政報告例（隔年報）」「病院報告（従事者数）」に基づく厚生労働省医政局看護課による集計・推計結果
 ・日本看護協会「2020年度 ナースセンター登録データに基づく看護職の求職・求人・就職に関する分析」
 ・重症新型コロナウイルス感染症診療における診療報酬上の特例措置についての現状調査（令和3年7月 日本集中治療医学会）〔調査対象時期：令和2年2月～令和3年6月、調査対象：集中治療医学会評議員の所属施設225施設（回答率50%）〕

安心・安全のために

訪問看護師と訪問看護ステーション管理者の方へ

防犯機器※の使用を ご検討ください。

（※）位置検知機能・緊急呼び出し機能付き防犯ブザー、防犯ボタン付き携帯電話等

心身の危険を感じる状況(例)

- ☑物を投げつける、大声で怒鳴る
- ☑刃物を持ち出し威嚇する
- ☑居室外で会うことを迫られる
- ☑居室内に閉じ込められそうになる等

居室

利用者・家族

訪問看護師

通報
出動要請

安全確認
緊急出動

警備会社

訪問看護師が防犯機器を携帯すると...

- 訪問先で、利用者や家族からのハラスメント等によって、心身の危険を感じる状況が発生した時に、**防犯機器を使って速やかに警備会社に通報・出動要請することができます。**
- 防犯機器を携帯することで、不安なく業務に臨めます。

防犯機器を携帯する訪問看護師の声

防犯機器を携帯していると示すことが、一定の抑止の効果を持っていると感じています。

一人で密室である個人宅に伺うことが多いので、いざという時に簡便で速やかに対応してもらえる防犯機器の携帯は、「お守り」のような安心感があります。

防犯機器の導入にあたっては、地域医療介護総合確保基金による補助が活用できる場合があります。事業所所在の都道府県までご相談ください。

2024年3月



「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」の改定について

- 厚生労働大臣及び文部科学大臣は、看護師等の人材確保の促進に関する法律第3条に基づき、国民に良質かつ適切な医療の提供を図るために、看護師等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の確保を促進するための措置に関する基本的な指針を策定することとされている。
- 1992年12月の本指針の制定から現在までの間、①2001年の保健師助産師看護師法の改正に伴い「看護婦」から「看護師」と改正されるなど、看護師等を巡る状況は大きく変化したこと、②今後、少子高齢化の進行に伴って、現役世代（担い手）が急減する中で、看護二一歳の増大が見込まれており、看護師等の確保の推進が重要であること、③コロナ禍を受けて、新興感染症等の発生に備えた看護師等確保対策を実施する必要があること等から、2023年10月に本指針の改定を行った。
- 改定の概要は以下のとおり。 ※今回の改定以降も、医療提供体制の見直しに係る状況等を踏まえて、必要に応じて本指針の見直しを行う。

① 看護師等の就業の動向

- ・看護師等の就業者数は増加（1990年 83.4万人 → 2020年 173.4万人）
- ・2025年需要推計によると、2020年の就業看護師等数よりも増大が必要
- ・需給の状況は地域別・領域別に差異があり、地域・領域ごとの課題に応じた確保対策が重要
- ・2040年に向け生産年齢人口が減少していく中で看護師等の確保の推進が必要
- ・2040年頃を視野に入れた新たな看護師等の需給推計は、今後の医療計画の作成等に活用できるようにすることが重要

② 看護師等の養成

- ・看護師等の教育の課程は、保健師、助産師、看護師（三年課程、二年課程）及び准看護師の各課程からなり、全日制・定時制など多様な形態で構成される
- ・地域医療介護総合確保基金による看護師等養成所の整備・運営の支援が重要
- ・看護関係資格の取得を目指す社会人経験者の教育訓練の受講支援が重要
- ・療養の場が多様化し地域包括ケアが推進される中で、訪問看護ステーション等での需要増加に対応するため、多様な場での実習の充実を更に図っていくことが重要
- ・今後は看護学生の減少が予想されるため、資質の高い看護教員の確保や看護師等を安定的に養成する取組など、地域の看護師等学校養成所間での議論が望まれる

③ 病院等に勤務する看護師等の処遇の改善

- ・看護師等の就業継続を支援していくため夜勤等の業務負担の軽減や病院等のICT化の積極的な推進による業務の効率化を図っていくことが重要
- ・労使において業務内容、業務状況等を考慮した給与水準となるよう努める
- ・仕事と育児の両立支援に向けた環境整備の推進や地域医療介護総合確保基金による支援も活用した勤務環境改善のための体制整備を進めるよう努める
- ・職場におけるハラスメント対策を適切に実施していくことが必要
- ・チーム医療推進のため、タスク・シフト/シェアを進めていくことが重要

⑦ その他看護師等の確保の促進に関する重要事項

- ・看護師等の確保を進める上で、医療関係者をはじめ広く国民一人一人が「看護」の重要性や魅力について理解と関心を深めることが必要
- ・看護補助者が実施可能な業務については、看護補助者が担っていく環境を整備することや看護補助者の社会的な認知の向上に努めることが重要

④ 研修等による看護師等の資質の向上

- ・看護師等はライフイベントによるキャリア中断が多いため、新人世代から高齢世代までを通じたキャリアの継続支援が重要
- ・すべての新人看護師等が基本的な臨床実践能力を獲得することが重要
- ・個々の看護師等が置かれた状況等により、例えば、特定行為研修の受講など、就業場所、専門領域、役職等に応じた知識・技術・能力の向上が求められる
- ・看護師等の指導を行う看護管理者の役割が重要であり、看護管理者には自らの病院等のみならず地域の様々な病院等と緊密に連携する能力が求められる

⑤ 看護師等の就業の促進

- ・新規養成・復職支援・定着促進を三本柱とした取組の推進が重要
- ・都道府県ナースセンターにおける職業紹介等の充実や公共職業安定所と都道府県ナースセンターとの緊密な連携を通じたマッチングの強化が重要
- ・「デジタル改革関連法を踏まえた看護職の人材活用システム」により、看護師等のスキルアップの推進を図ることが重要
- ・都道府県・二次医療圏ごとの地域の課題に応じた看護師等の確保や領域別の今後の看護師等の需給を踏まえ、訪問看護における看護師等の確保が重要
- ・人生100年時代において生涯にわたる看護師等の就業推進が必要

⑥ 新興感染症や災害等への対応に係る看護師等の確保

- ・新興感染症や災害が発生した場合において的確に対応できる看護師等の応援派遣が迅速に実施できるよう、災害支援ナースの養成及び応援派遣を行う仕組みを構築することが必要
- ・国においては、災害支援ナースの養成及びリスト化を進めるとともに、全国レベルでの看護師等の応援派遣調整に係る体制を整備することが重要
- ・都道府県においては、災害支援ナースの応援派遣に係る医療機関等との間の協定の締結を着実に進めることが重要

ハローワークまたはナースセンター（都道府県看護協会が運営）の職員にお気軽にお尋ねください。

勤務形態

勤務先によって異なりますが、シフト制等で勤務するケースが多く、ご都合に合わせて働いていただくことが可能です。

ご関心のある方や、もっと知りたい方は、

主な仕事内容

- ・生活環境に関わる業務（病室環境の清掃・整頓、シーツ交換など）
- ・診療の補助に関わる周辺業務（診療材料の補充・整理、検体や薬物の搬送など）
- ・日常生活に関わる業務（記録・下膳、食事介助、身体の清潔に関する業務など）

病院などの医療機関で、看護チームの一員として看護の補助業務（専門的判断は必要ありません）を行っていただく職種です。患者さんやご家族と接する機会も多く、無資格・未経験でも医療現場で働くことができ、人の役に立てるやりがいのあるお仕事です。

※「看護助手」や「看護アシスタント」「ケアワーカー」「ナースエード」などさまざまな名称があります。



看護補助者とは？

無資格・未経験の方も歓迎！
週1日からでも可能！

① 施策の目的

医療機関等における看護職員の確保を図るため、「デジタル改革関連法を踏まえた看護職の人材活用システム」の活用を推進するとともに、ナースセンターの機能強化や公共職業安定所との連携を強化することで、看護職員の就業支援の充実を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

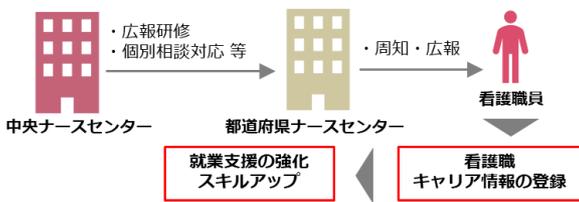
③ 施策の概要

都道府県ナースセンターに対する人材活用システムの周知・広報活動に関する研修等の実施、へき地等における潜在看護職等の活用及び看護職の就業支援の更なる充実を図るための都道府県ナースセンター等へのICT機器の整備を行うための経費を日本看護協会に補助する。

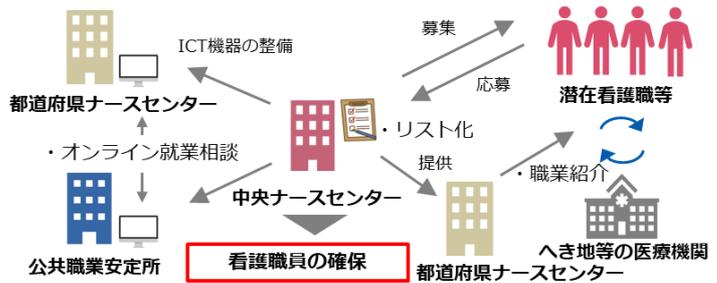
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体：日本看護協会(中央ナースセンター)
 補助率：定額(10/10相当)

1. デジタル改革関連法を踏まえた看護職の人材活用システムの周知・広報



2. ナースセンターの機能強化と公共職業安定所との連携強化



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

看護職個人の質向上を図るとともに、医療機関等における看護職の確保を支援することで、医療機関等において効率的かつ質の高い医療の提供が期待される。

デジタル改革関連法を踏まえた看護職の人材活用システム【概要イメージ】

デジタル改革関連法(令和3年5月19日公布)に基づき、今後、看護職の人材活用システムを構築し、マイナポータルを通じた看護職自身の幅広いキャリア情報への簡便なアクセス・利用を可能にするとともに、ナースセンターによる多様なキャリア情報の把握・活用を通じて、潜在看護職に対する復職支援の充実や、スキルアップに資する情報提供の充実による看護職の資質向上の支援を図る。

スマホ等で閲覧できる

マイナポータル

随時、情報の追加登録や変更登録を行える

マイナポータル

看護職キャリアデータベース

【医療従事者届出システム(厚生労働省)】

分類	情報
基本情報	✓ 看護師登録番号 ✓ 看護師登録年月日 ✓ 氏名・生年月日・性別 ✓ 住所 ✓ 電話番号 ✓ メールアドレス
業務従事場所	✓ 業務従事場所(病院/診療所/訪看ST/介護施設・事業所等)
業務従事状況	✓ 雇用形態 ✓ 常勤換算 ✓ 従事期間等
特定行為研修	✓ 修了の有無 ✓ 修了した特定行為区分 ✓ 修了した領域別パッケージ研修
ポートフォリオ(経歴・目標)【任意】	✓ 職歴 ✓ 組織内役割 ✓ 取得資格 ✓ 研修受講履歴

※ 看護師籍簿情報・業務従事者届情報・経歴等情報を突合した看護職キャリア情報を整備・管理。保健師・助産師についても、看護師と同様の整備・管理を実施。

提供について本人同意を得た看護職キャリア情報を提供

都道府県ナースセンター

(都道府県看護協会)

離職時

就業時

多様なキャリア情報に基づく復職支援等の実施

多様なキャリア情報*1に基づくスキルアップに資する情報の提供

*1：業務従事者届の提出時や個別に申立があった場合に、看護職キャリア情報の提供に係る同意を取得。

※ 新規の免許申請の際もマイナポータルを通じて申請を行うことが可能(戸籍抄本等の添付を省略可能)

令和6年度からの災害支援ナースの仕組み（災害・新興感染症対応）

概要

- 令和5年度までの災害支援ナースについては、日本看護協会と都道府県看護協会が、被災した医療機関における看護業務や避難所の環境整備（通常の感染症対策を含む）等を行う災害支援ナースの研修を行い、被災地の避難所等への派遣は、日本看護協会及び都道府県看護協会の活動（自主的な活動）として実施していた。令和6年3月末時点で約10,000人の災害支援ナースが登録。
- 令和4年の改正医療法により、令和6年度からは、DMAT等と同様に、医療法に基づく「災害・感染症医療業務従事者」に位置づけられ、都道府県と医療機関との協定の対象となるとともに（県が協定に基づき医療機関に派遣を依頼し、調整を実施）、厚生労働省が研修や広域派遣の場合の派遣調整を行う仕組みとなった（日本看護協会に委託）。災害支援ナースは、災害支援ナース養成研修を修了し、国に登録された者。（令和6年4月時点で約4千人、令和6年度にさらに約4千人を研修中。）
- これまでの災害時の活動に加え、新興感染症発生・まん延時の活動にも対応。派遣に係る実費を、協定に基づき、派遣時は協定締結機関が負担し、後日都道府県に対し請求手続を実施することや、事故補償について都道府県において傷害保険に加入する仕組みとなったことから、より一層安心して活動できる環境が整備された。

災害支援ナースの派遣と養成・登録スキーム

（派遣方法）

- ✓ 都道府県と災害支援ナースが所属する施設（病院、診療所、訪問看護事業所、助産所や都道府県看護協会等）との災害支援ナースの派遣に関する協定に基づき、都道府県の要請により、所属施設から派遣される。

（活動場所）

- ✓ 都道府県内の医療機関等で当該施設の管理者の下で活動することが基本となる。大規模災害時等の場合には、他の都道府県において活動することがある。

（費用支弁）

- ✓ 「災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業」を活用して、必要な資機材の整備について補助が受けられる。
- ✓ 活動に要した費用は、協定に基づき、派遣時は協定締結機関が負担し、後日都道府県に対し請求手続を実施し、災害支援ナースの派遣を要請した都道府県が支弁。
なお、災害救助法に基づく費用支弁については以下のとおり。
 - ① 災害支援ナースの活動が、災害救助法による救助であると認められた場合、被災都道府県の災害支援ナースの派遣要請を受けた都道府県は、被災都道府県に求償することができる。
 - ② ①に基づき、災害支援ナースの活動に要した費用を求償された被災都道府県は、求償した都道府県に対して費用を支弁する。ただし、同法の規定に基づき、国に支弁を要請することができる。

災害支援ナース養成研修

個別研修（eラーニング）

全般的事項（講義）
災害各論（講義）
感染症各論（講義）

（20時間以上）



集合研修

全般的事項（講義）
災害（演習）
感染症（演習）

（10時間以上）

全てのプログラムを受講

国に登録

災害支援ナース

災害支援ナース派遣協定の詳細については、都道府県の担当部署にご相談ください。

後日、都道府県（災害支援ナースの派遣を要請した都道府県）に対し請求いただけます。派遣に係る実費を、協定に基づき、派遣時は協定締結医療機関等が負担し、



- 基本的には都道府県内の医療機関等で、当該施設の管理者の下で活動いただけます。大規模災害時には、他の都道府県において活動いただくことがあります。
- 令和6年度からは、通常の災害時に加え、新興感染症発生・まん延時にも派遣が行われます。

災害支援ナースの活動

- 災害支援ナースは、令和6年度より、医療法に基づく「災害・感染症医療従事者」に位置づけられました。
- 災害支援ナースの派遣については、都道府県と医療機関等とで事前に災害支援ナース派遣協定を締結した上で、都道府県が協定に基づき医療機関等に派遣を依頼し、調整を行います。また、厚生労働省が、災害支援ナースの研修や、広域派遣の場合の調整を行います。



都道府県との協定締結にご協力ください！

災害支援ナース派遣に関する

医療機関等（※）の皆様
（※） 病院、診療所、訪問看護事業所、福祉施設等

2. 特定行為に係る看護師の研修制度について

(1) 指定研修機関及び研修修了者の現状と制度の推進について

進展する少子高齢化に伴い、今後も国民に適切な医療を提供するためには、特定行為研修修了者の活躍が期待されている。【PI 看 10】

令和6年9月時点で特定行為研修を行う指定研修機関は426箇所が厚生労働大臣により指定され、研修修了者は11,441人となっている。【PI 看 10】

令和6年4月より医師への時間外労働の上限規制が適用され、特定行為研修修了者の養成と確保の一層の推進が求められており、引き続き指定研修機関の設置や特定行為研修修了者の活動を支援する体制の整備等を図ることが重要であると考えている。

令和6年度診療報酬改定において、機能強化型訪問看護ステーション（機能強化型訪問看護管理療養費1を算定）において、特定行為研修修了者や専門の研修を受けた看護師の配置が施設基準に加えられた。管下の訪問看護ステーションにおいて特定行為研修修了者等の配置が進むよう、在宅領域に就業する看護師が受講しやすい取組を行うなどのご支援をお願いしたい。

(2) 令和7年度予算案における主な特定行為研修制度関連事業について

厚生労働省では、指定研修機関の設置準備や運営に必要な経費に対する支援等に必要経費等を補助している。【PI 看 13】

令和6年補正予算において、地域支援型の指定研修機関推進事業として、訪問看護師等が働きながらそれぞれの生活圏で特定行為研修を受講でき、受講期間中の地域の訪問看護サービス提供体制の確保を支援する指定研修機関を整備するための必要経費等を補助する。また、地域標準手順書普及等事業として、特定行為研修制度の普及と診療所等の医師が手順書を活用できるよう取り組む郡市区医師会等に補助する。さらに、医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業として、外科、在宅・慢性期の各領域における医師向けの活用ガイドを作成・周知し、領域別のタスク・シフト/シェアの推進等を行う取組等に必要経費等を補助する。管下の指定研修機関等の医療機関に対し、各事業の周知及び参加への働きかけ等についてご支援をお願いしたい。

令和7年度予算案においては、特定行為研修の組織定着化支援事業として、特定行為研修の受講機会の拡充と研修修了者の活動を推進する取組を組織的かつ継続的に取り組む医療機関である指定研修機関等に対して、その取組を促進するための経費を計上している。特に令和6年度の事業に都道府県内の指定研修機関が参加していない場合は、管下の指定研修機関に対し、周知及び参加の働きかけ等についてご支援をお願いしたい。【PI 看 15】

さらに、各研修機関で効果的な指導ができるよう、指導者育成等事業の中で指導者講習会の開催に必要な経費を計上しており、令和6年度は、指導者講習会を15団体に委託し、開催した。令和7年度も開催を予定している。【PI 看 16】

(3) 医療計画における特定行為研修の体制の整備及び地域医療介護総合確保基金の活用について

第8次医療計画においては、特定行為研修に係る研修体制整備に向けた具体的な計画や特定行為研修修了者の就業者の目標数を設定いただいたところであり、引き続き、目標達成に向けた取組をお願いしたい。【PI 看 17】

また、都道府県においては、特定行為研修制度の推進のために、地域医療介護総合確保基金を活用することが可能であり、看護師が各自の地域で特定行為研修を受講可能とするための指定研修機関・協力施設の設置等の研修体制の整備や、特定行為研修修了者がその役割と能力を十分に発揮するためのフォローアップ研修の実施等、特定行為研修修了者の活動を支援する体制の整備の推進に、地域の医療機関や関係者と連携の上、具体的かつ計画的に取り組んでいただきたい。

令和7年度も引き続き、都道府県での制度推進に向けた施策の実施に資するよう、都道府県会議の開催等について検討している。【PI 看 19】

特定行為に係る看護師の研修制度の概要

1. 目的及び現状

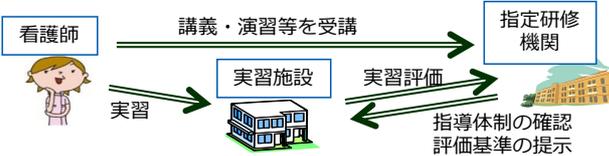
- さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要がある。
- このため、「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設（平成27年10月）し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成している。
- さらに、平成31年4月の省令改正で、各科目の内容及び時間数を変更し、また在宅・慢性期領域、外科術後病棟管理領域、術中麻酔管理領域において、それぞれ実施頻度が高い特定行為をパッケージ化し研修することを可能としたことで（38行為21区分）、更なる制度の普及を図っている。

2. 特定行為の流れ



3. 特定行為研修の実施体制等

- 厚生労働大臣が指定する指定研修機関において、協力施設と連携して研修を実施
- 研修は講義、演習又は実習によって実施
- 看護師が就労しながら研修を受けられるよう、
 - ① 講義・演習は、eラーニング等通信による学習を可能としている
 - ② 実習は、受講者の所属する医療機関等（協力施設）で受けることを可能としている



4. 研修の内容

「共通科目」 全ての特定行為区分に共通するものの向上を図るための研修	
共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学（講義、演習）	30
臨床推論（講義、演習、実習）	45
フィジカルアセスメント（講義、演習、実習）	45
臨床薬理学（講義、演習）	45
疾病・臨床病態概論（講義、演習）	40
医療安全学、特定行為実践（講義、演習、実習）	45
合計	250

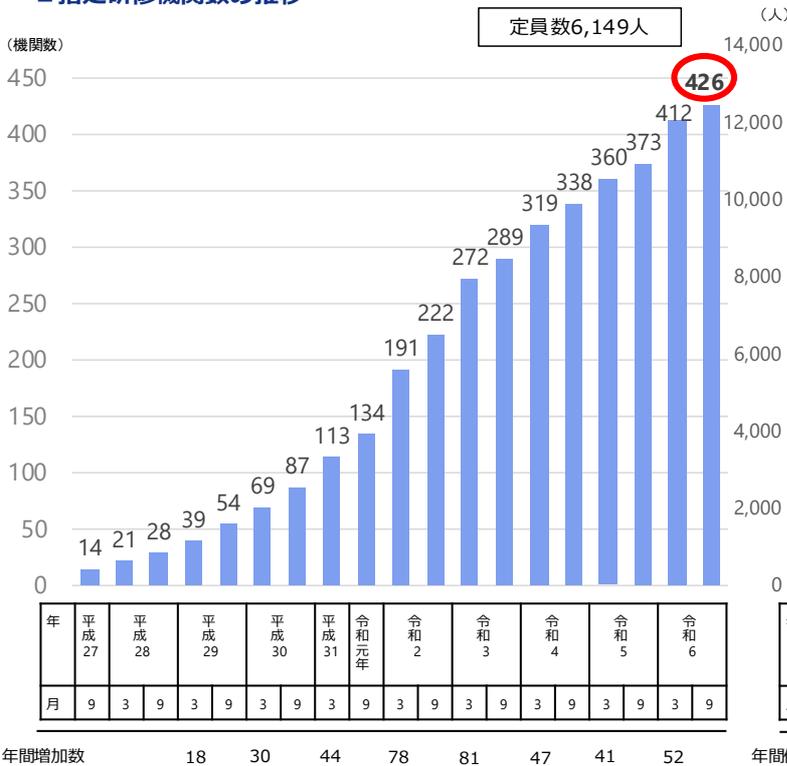
「区分別科目」 特定行為区分ごとに異なるものの向上を図るための研修	
特定行為区分（例）	時間数
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	9
創傷管理関連	34
創部ドレーン管理関連	5
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	16
感染に係る薬剤投与関連	29

※全ての科目で、講義及び実習を行う。一部の科目については演習を行う。
※1区分ごとに受講可能。

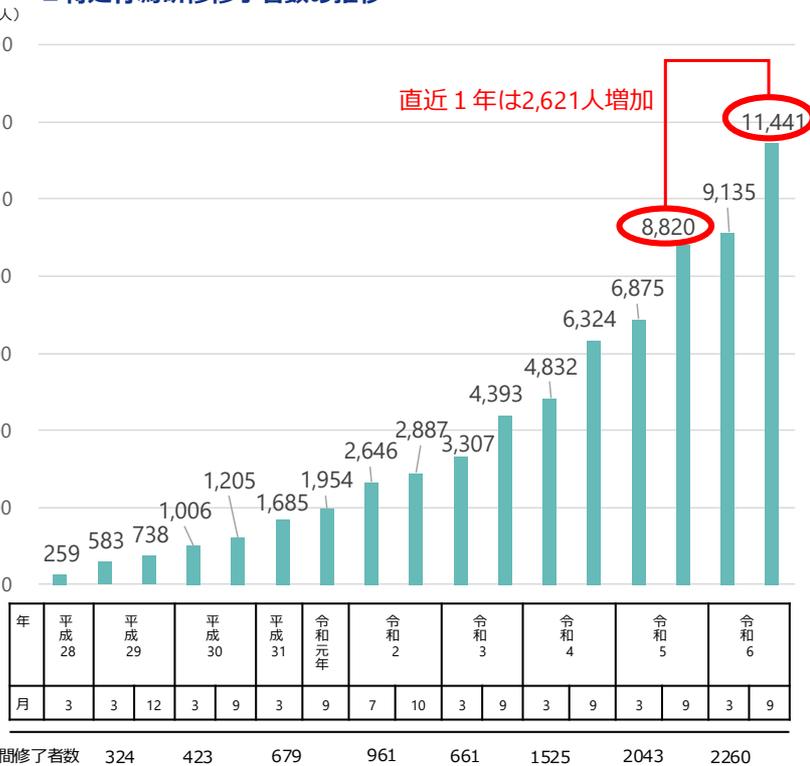
特定行為研修指定研修機関数・特定行為研修修了者の推移

- 特定行為研修を行う指定研修機関は、年々増加しており令和6年9月現在で**426**機関、年間あたり受け入れ可能な人数（定員数）は**6,149**人である。
- 特定行為研修の修了者数は、年々増加しており令和6年9月現在で**11,441**人である。

■ 指定研修機関数の推移



■ 特定行為研修修了者の推移



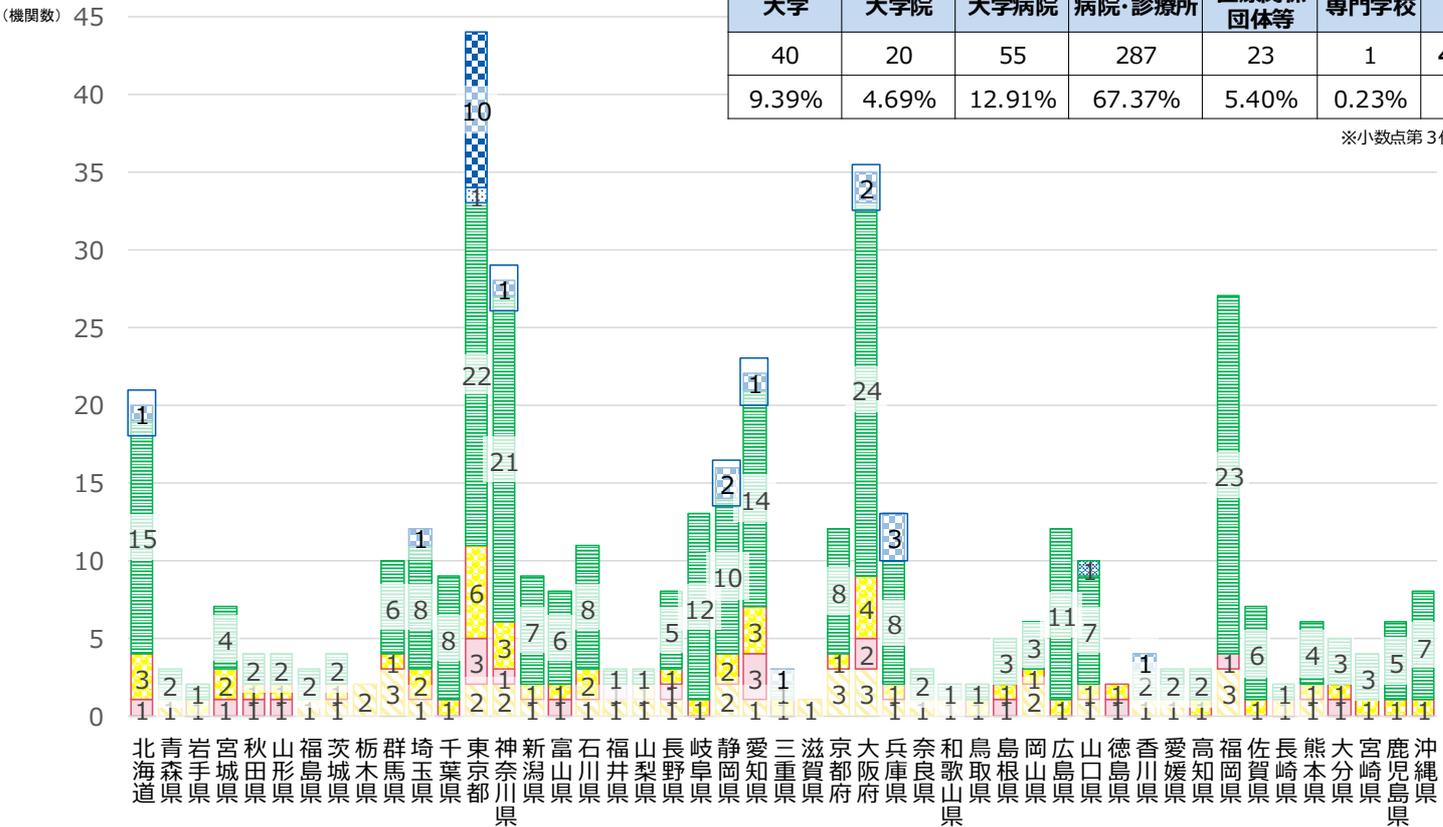
特定行為研修を行う指定研修機関等の状況

■都道府県別指定研修機関数(令和6年9月現在)

■施設の種別別指定研修機関数(令和6年9月現在)

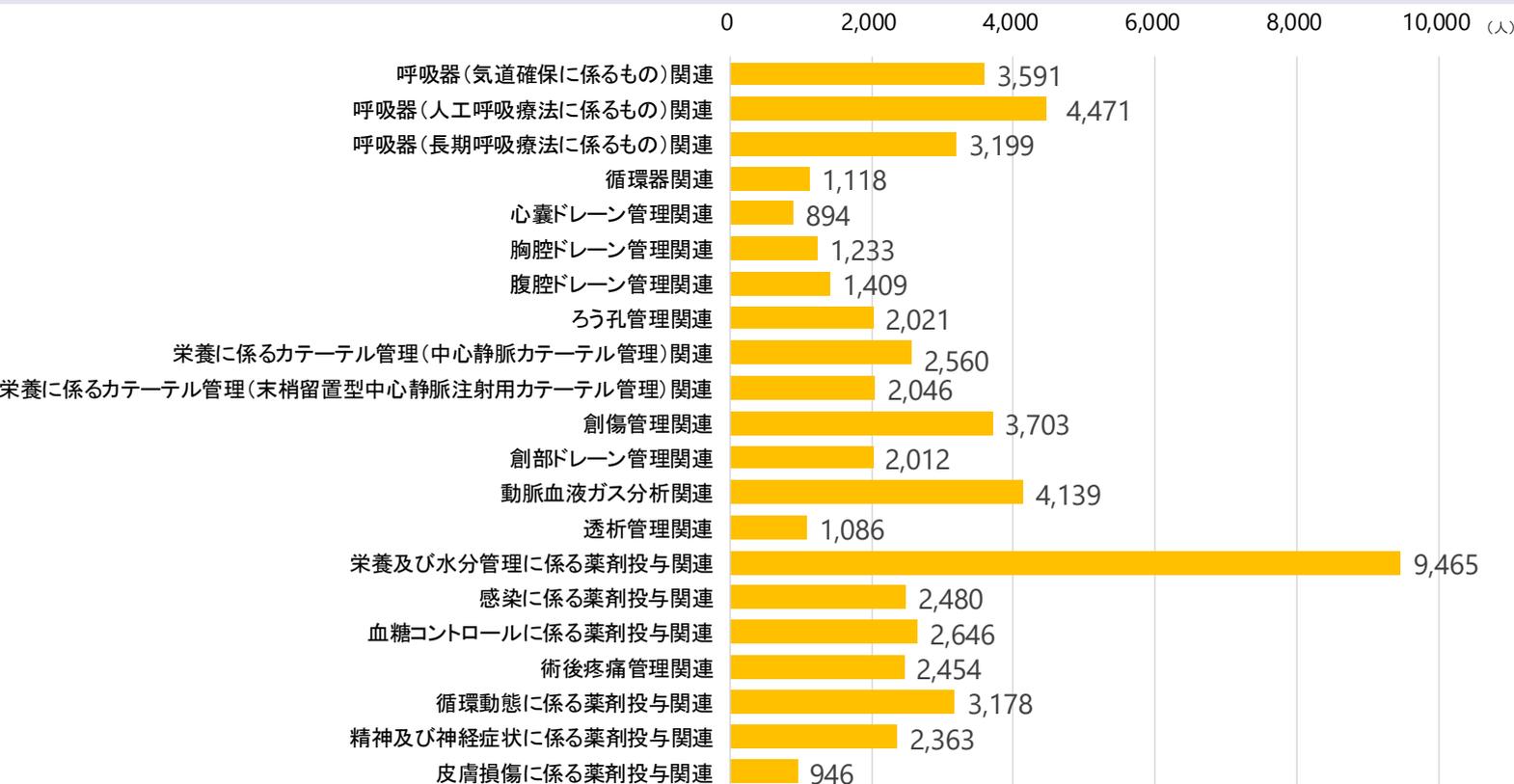
大学	大学院	大学病院	病院・診療所	医療関係団体等	専門学校	総計
40	20	55	287	23	1	426機関
9.39%	4.69%	12.91%	67.37%	5.40%	0.23%	100%

※小数点第3位を四捨五入



特定行為区分別の特定行為研修を修了した看護師数

○特定行為研修を修了した看護師数では「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」がもっとも多い。

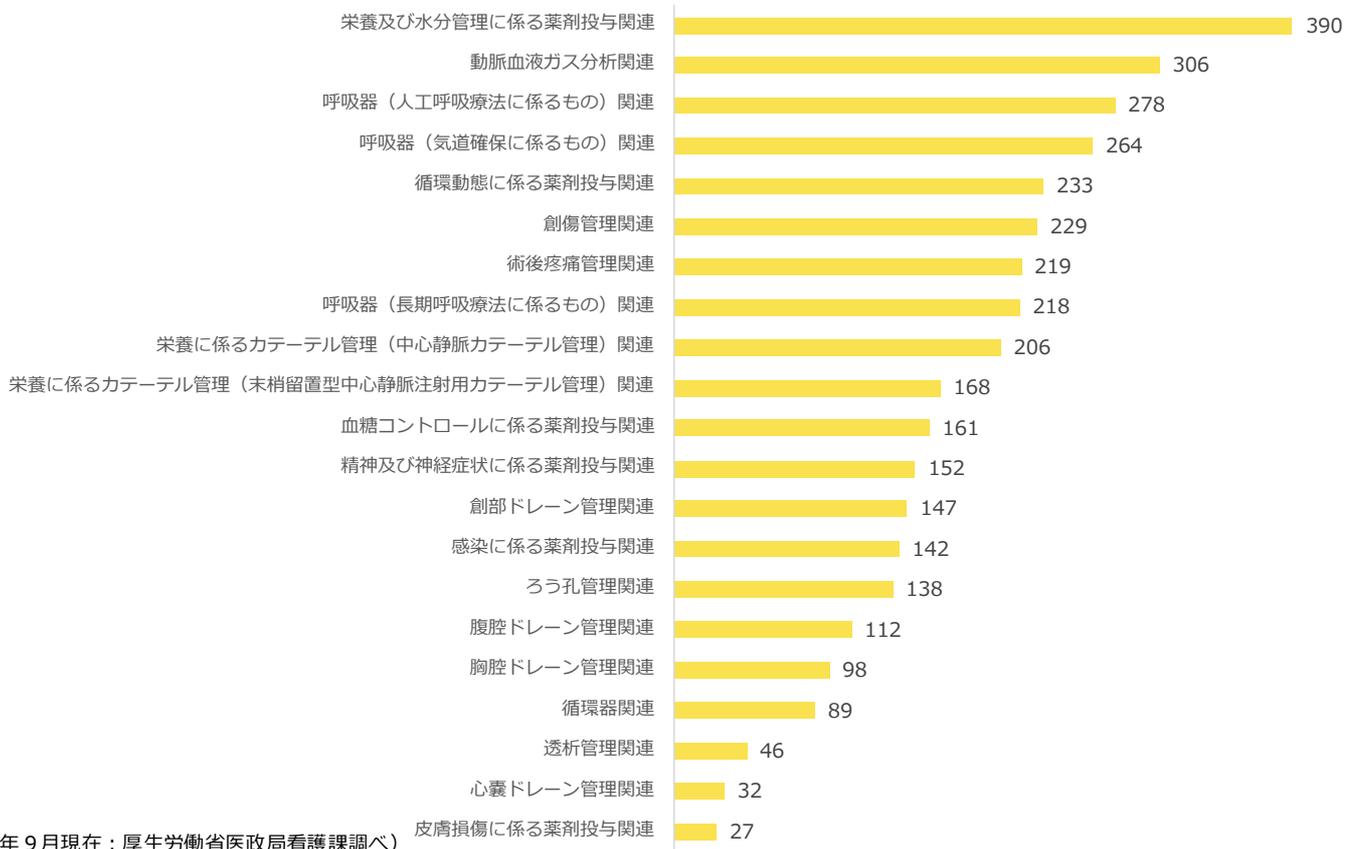


特定行為研修修了者数： 11,441名 (令和6年9月現在)

各区分別修了者数の合計値：57,014名

特定行為区分別の指定研修機関の指定数

○特定行為区分別研修では、「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」の指定数が多い。
次いで、「動脈血液ガス分析関連」「呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連」が多い。



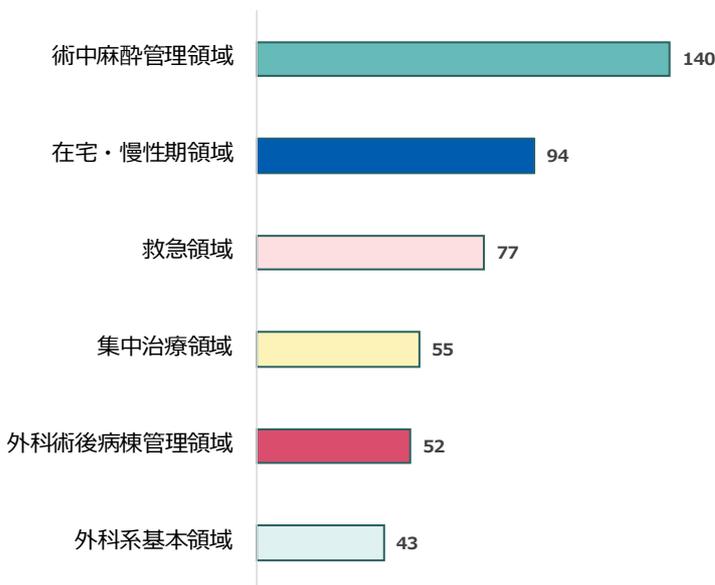
（令和6年9月現在：厚生労働省医政局看護課調べ）

領域別パッケージの特定行為研修指定研修機関数推移及び修了者数推移

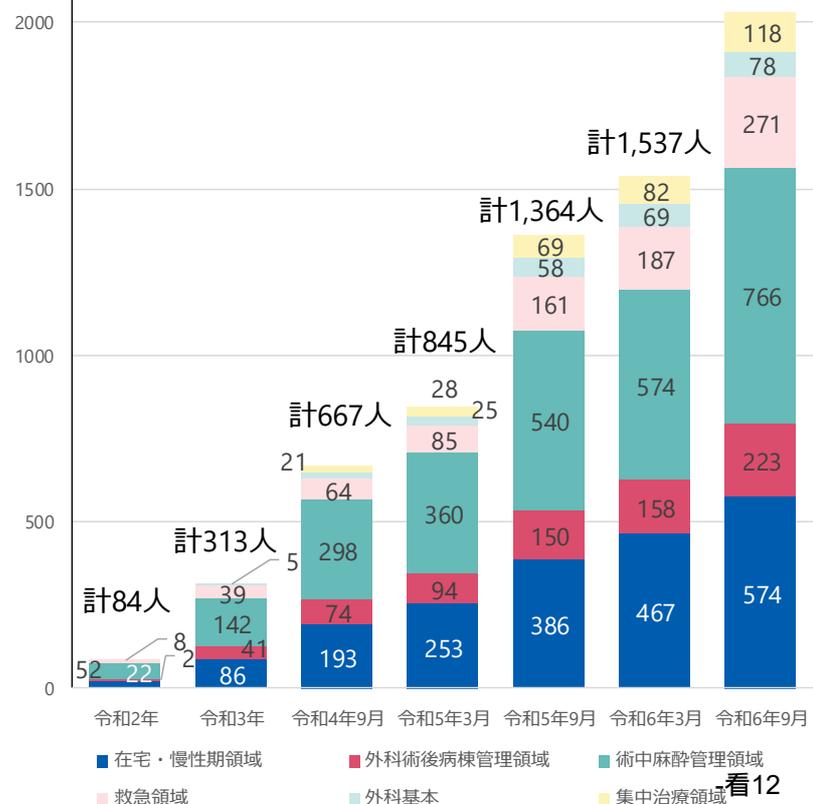
領域別パッケージ研修において令和6年9月で、指定研修機関は249機関、修了者数は2,030人となった。

各領域別のパッケージ研修実施

指定研修機関数



各領域別パッケージ研修修了者数の推移



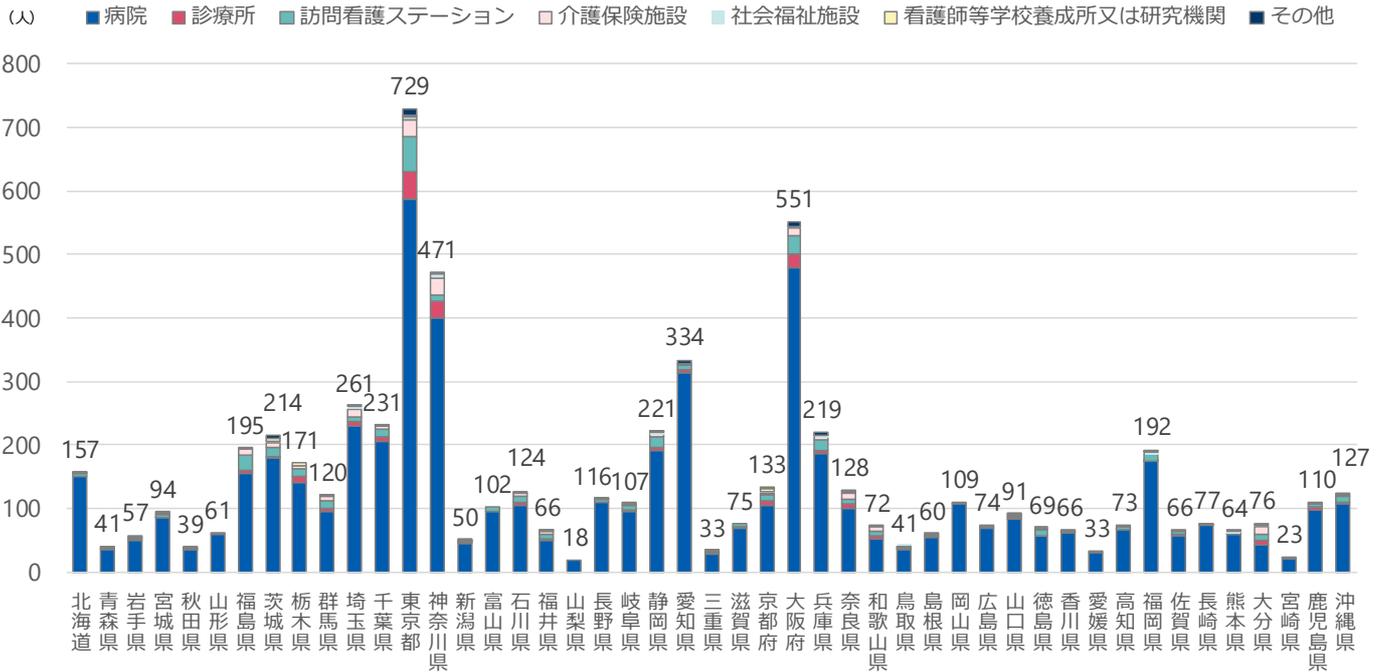
（厚生労働省医政局看護課調べ）

特定行為研修修了者の就業状況

【就業場所別】

	病院	診療所	訪問看護ステーション	介護保険施設	社会福祉施設	看護師等学校養成所又は研究機関	その他	合計
就業者数(人)	5,636	214	375	194	33	40	49	6,541
割合	86.2%	3.3%	5.7%	3.0%	0.5%	0.6%	0.7%	100.0%

【都道府県別】



【出典】令和4年度衛生行政報告例より看護課作成

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

令和7年度当初予算案 5.1億円(5.1億円) ※ ()内は前年度当初予算額

事業目的

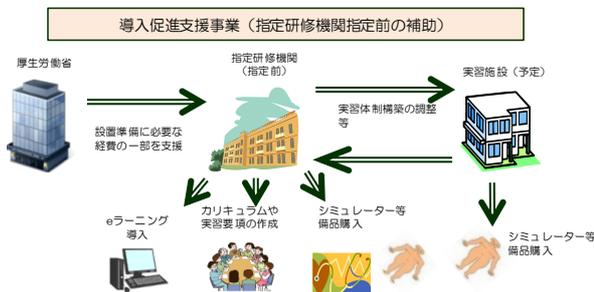
- 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師を養成する必要がある。(平成27年特定行為研修制度を創設)
- 特定行為研修修了者を効率的に活用するためには、質の高い修了者を確保する必要がある。そのためには、研修を実施する指定研修機関の確保、質の充実が不可欠である。
- 特定行為研修制度の普及や理解促進、研修受講者の確保のためには、研修に関する情報共有・情報発信を行う必要がある。
- 既に修了者を輩出している指定研修機関において、研修が継続的に行われ、定員を増員するなど、効率的な研修機関の運営が必要である。
- 質の充実した研修を行うために、指定研修機関や協力施設及び関係機関との連携強化が不可欠である。

事業概要

看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

91,539千円(91,539千円)

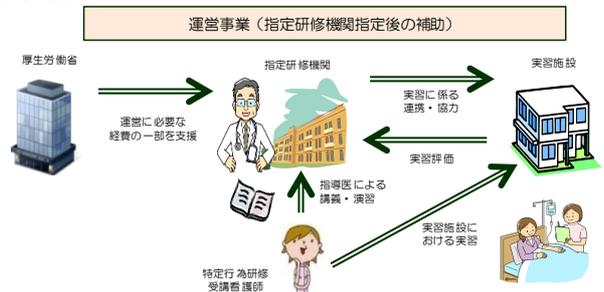
指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。
【補助先：指定研修予定機関】



看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

409,247千円(409,247千円)

指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。
【補助先：指定研修機関】



看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業 11,685千円(11,685千円)

看護師や医師等の医療関係者が特定行為研修に関する情報を収集しやすい環境を整えるため、指定研修機関同士の連携体制を構築するとともに、指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報や特定行為研修修了者の活用に係る情報を収集し、それらの情報提供を目的としたポータルサイトを設置・運営する。【補助先：公募により選定した団体】

施策名：地域における特定行為実施体制推進事業

① 施策の目的

訪問看護ステーション等の看護師の特定行為研修の受講を推進するため、特定行為研修制度の周知を行うことに加え、特定行為研修の受講体制を整備する。

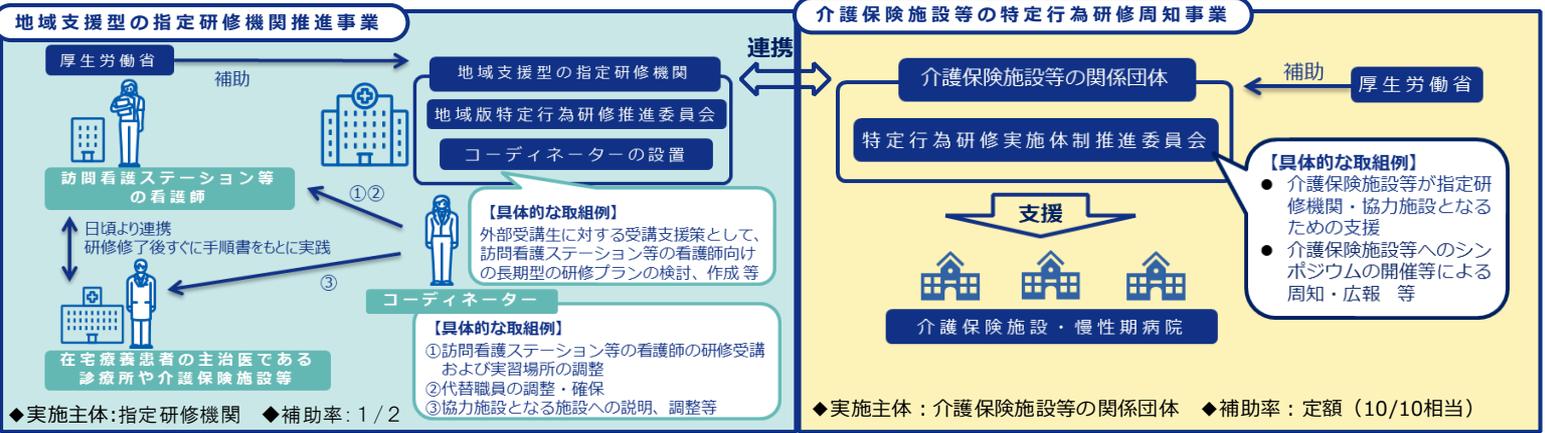
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

- 地域における特定行為研修実施体制を推進するため、指定研修機関に対し、地域版特定行為研修推進委員会の設置、地域の看護師の特定行為受講等を支援するコーディネーターの設置のための体制構築にかかる費用を補助する。
- 介護保険施設・慢性期病院等で勤務する看護師の特定行為研修の受講を推進するため、介護保険施設等の関係団体に対し、特定行為研修実施体制推進委員会の設置、介護保険施設や慢性期病院等に対する特定行為研修推進の支援体制の構築にかかる費用を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

地域において特定行為研修制度の周知・受講体制を整備し、特定行為研修修了者の活躍を推進する。

施策名：地域標準手順書普及等事業

① 施策の目的

地域の医師が手順書を活用できるよう、厚生労働省が公表している標準的な手順書例等について、地域の実情に応じて運用方法等を中心に検討し、手順書及び運用方法等を周知すること等により、地域において特定行為研修修了者が円滑に特定行為を実施できる体制を構築し、その活躍を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

都道府県医師会等が、地域標準手順書普及推進委員会を設置し、地域の実情に応じた標準的な手順書例等の調整、周知・広報を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

地域において特定行為研修修了者が円滑に特定行為を実施できる体制を構築し、その活躍を推進する。

施策名：医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業

① 施策の目的

タスクシフトの推進等を目的とし、医師と特定行為研修修了者の協働等に対する医師の理解促進及び連携強化を図るとともに指導者の確保・育成を図る。

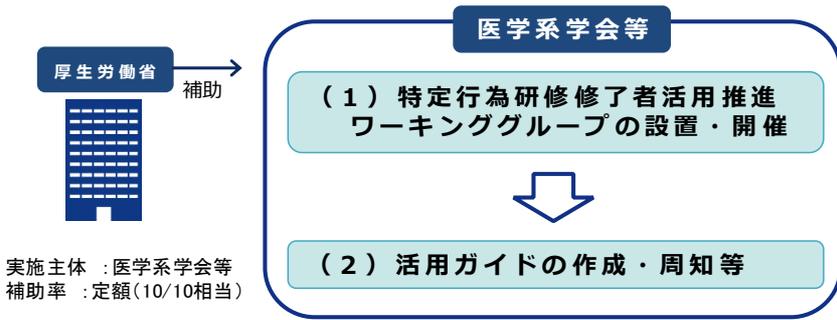
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

領域別パッケージに係る医学系学会において、特定行為研修修了者の活動実態の調査・分析するためのワーキンググループを開催し、各領域における医師向けの「特定行為研修修了者の活用ガイド」を作成するとともに、シンポジウムにおいて「活用ガイド」の普及・周知を行うとともに医師の特定行為に係る指導者講習会の受講推進を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【医学系学会等の取組】

- (1) 各学会に特定行為研修修了者の活用に関するワーキンググループを設置・開催する（既存の委員会でも可）
- (2) 各学会の医師が学会の領域において特定行為研修修了者の効果的な活用方法や医師との協働に係る医師向けの活用ガイドを作成・周知する
 - ・活用ガイドには各学会が推奨する領域別パッケージ研修等の各領域に必要とされる一連の活動を担うことができる内容を掲示する
 - ・作成した活用ガイドを周知するためのシンポジウムを開催する
 - ・学会員の医師等に対し、特定行為に係る研修指導者講習会の受講を推進する

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

学会が効果的な修了者の活用の在り方を検討し、医師向けの「各学会における特定行為研修修了者の活用ガイド」を作成・周知することで、医師と特定行為研修修了者(看護師)間のタスク・シフト/シェアを推進する。

特定行為研修の組織定着化支援事業

令和7年度当初予算案 1.8億円 (1.8億円) ※()内は前年度当初予算額
※令和6年度補正予算額 98百万円

1 事業の目的

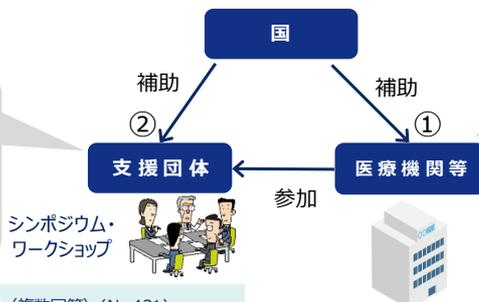
- 2040年に向けた高齢者の増加・人口減少に伴い、医療ニーズの増大とマンパワーの確保や医療従事者の働き方改革に伴う対応が必要になることを踏まえ、引き続き医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師の活躍が求められている。また今般のコロナ禍において、救命救急やICU領域における看護師のニーズが高まり、より高度な技術を持つ救急及び集中治療領域パッケージ研修修了者の増大も求められている。
- 同時に、在宅医療需要の増大に対応するため、地域包括ケアシステムにおいても特定行為研修修了者による効果的・効率的な在宅医療・ケアの実施の推進が求められる。
- 特定行為研修修了者を加速度的に増やすためには、各医療機関等において多くの特定行為研修修了者を輩出する仕組みの構築が必要だが、組織的に特定行為研修修了者の養成・確保を行っている医療機関等は多くない。
- そのため指定研修機関である医療機関等において、**組織的かつ継続的に特定行為研修の受講と修了者の活動を推進する取組を行う医療機関等を財政的・技術的に支援し**、特定行為研修修了者数の増大と円滑な活動環境整備による医療の質向上を目指す。

2 事業の概要等

- ① 指定研修機関である医療機関等に対し、看護師に共通科目の学習機会を提供するためのeラーニングのコンテンツ使用料や、特定行為研修修了者に対するメンターの配置等に係る費用を補助する。
- ② 本事業の周知を目的としたシンポジウムと、本事業を実施する医療機関の取組を支援するためのワークショップを開催する。

- 実施主体：①医療機関である指定研修機関等
②関係団体
- 補助率：①1/2 ②10/10
- 事業実績：①68施設 ②1団体 (令和5年度)

事業スキーム



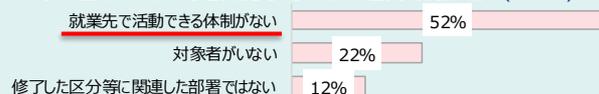
② 支援団体の取組

- 【シンポジウム】対象:全医療機関
○ 本事業の趣旨と内容の周知を図ることを目的としたシンポジウムの開催
- 【ワークショップ】対象:本事業を実施する医療機関(看護部長等)
○ 本事業を実施する医療機関の取組を支援するためのワークショップの開催

① 医療機関等の取組(補助要件) 全て必須

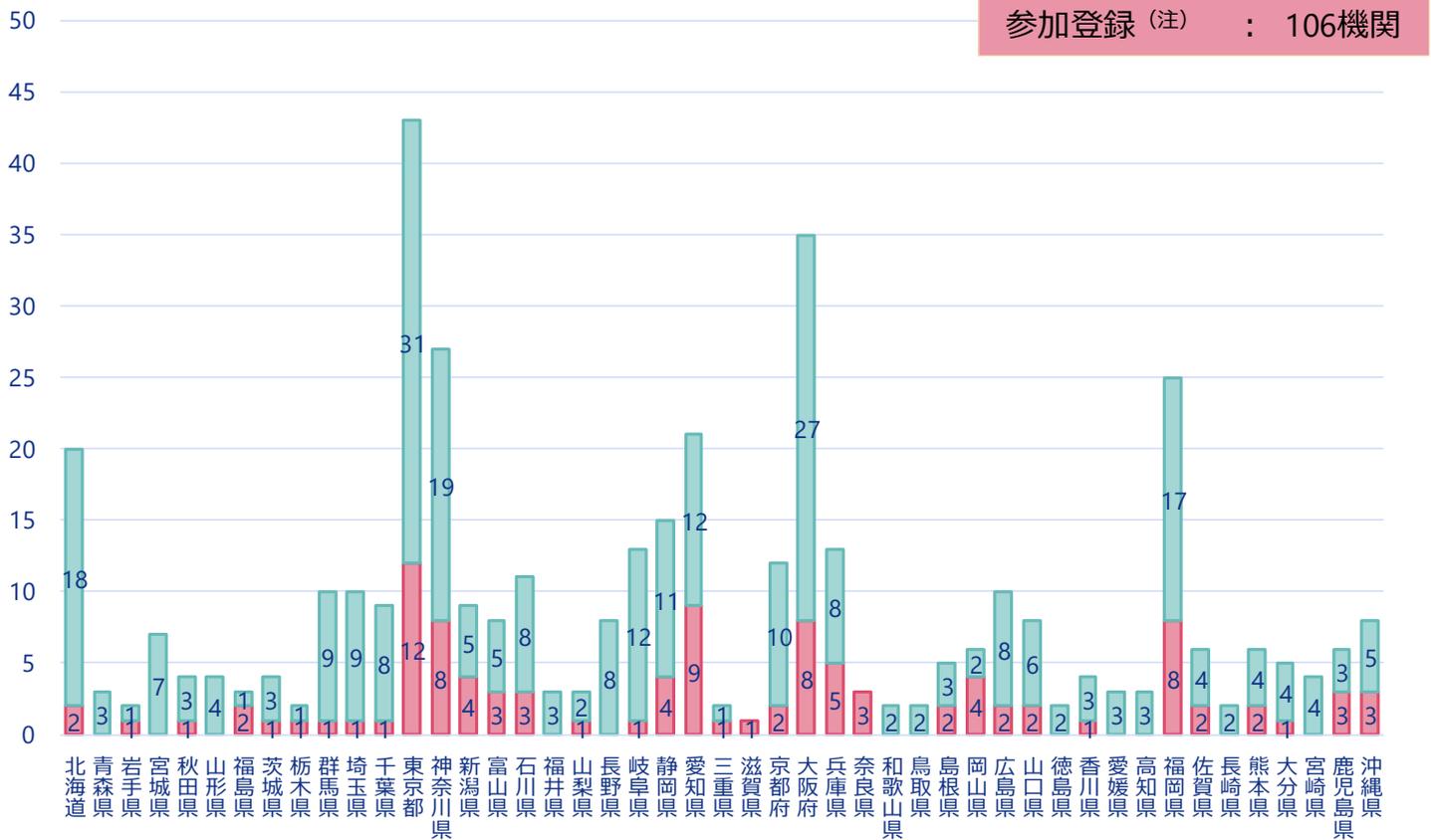
- (1) 特定行為研修推進委員会の設置
 - ・組織内共通の手順書の作成・見直し
 - ・安全な特定行為の実施の確認 等
- (2) 特定行為研修修了直後の修了者に対するメンターの配置
 - ・特定行為の実践に関する技術的指導やサポートの提供
 - ・臨床における活動の仕方や困りごとへの相談対応
- (3) 就業する看護師にeラーニングによる特定行為研修の共通科目の受講機会の提供
- (4) 「特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業により実施されるワークショップ等への参加

■ 修了生が特定行為を実施していない理由(複数回答)(N=431)



【出典】令和2年度看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業「特定行為研修修了者の活動等の実態把握」：特定行為研修修了生に対するアンケート調査(N=1,364、回収率82.5%)

組織定着化支援事業に参加登録した指定研修機関数



(注) 令和6年7月時点で厚労省に申し出があった施設数であり、補助金の交付施設数とは異なる。

看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

令和7年度当初予算案 66百万円 (66百万円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師を養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修の質を担保しつつ、研修を円滑かつ効率的に実施するためには、指導者や指導者リーダーの育成と特定行為を実践していくための研修修了後のフォローアップが重要である。このため、指定研修機関や実習施設における指導者を対象に、制度の内容や指導の方法等、手順書において看護師が行う病状の確認の範囲等について、理解促進を図り、効率的な指導ができる指導者や指導者リーダーの育成及び、修了者のスキルの維持、向上を目指す。
- また、特定行為研修修了者や指定研修機関数の増加、特定行為研修修了者の一層の活用を推進を図るため、特定行為研修に対する現場のニーズや特定行為研修修了者の活動の実態、介護保険施設等における研修の受講状況等、特定行為研修の実態や課題について調査・分析等を行う。

2 事業の概要

指導者育成等事業

特定行為研修における指導者(主に指定研修機関や実習施設における指導者)向けの研修を行い、特定行為研修の質の担保を図る。

○指導者等育成

- ・目的: 特定行為研修の質の担保を図るため、制度の趣旨・内容、手順書、指導方法等の理解を促進し、適切な指導ができる指導者を育成する
- ・概要:
 - ①指導者(予定者含む)に対して、指導者としての知識・技術の向上を目指す指導者講習会を実施
 - ②特定行為研修修了者を対象とした、修了者が特定行為を実践していくための技術と判断力の向上を図るための講習会を実施
- ・補助先: 公募により選定された団体
- ・備考: 講習会の開催回数、各回の定員及び場所については参加者の利便性を考慮し設定



○指導者リーダー育成

- ・目的: 指導者講習会を企画・実施する者(リーダー)を育成する
- ・概要: 指導者講習会を実施する事業者を対象に、研修会を実施
- ・補助先: 公募により選定された団体

実態調査・分析事業

【調査・分析等の内容】

- ① 研修修了者の活動実態や活躍推進に向けた課題等に係る調査・分析等
- ② 指定研修機関及び協力施設(実習施設)における研修についての実態調査及び分析等
- ③ 特定行為研修制度に係る実態や課題を踏まえた改善策の検討に資する調査及び分析
- ④ 特定行為研修修了者による活動の効果等の医療の質に関する多面的なデータの大規模な収集及び分析等。さらに、得られたデータを継続的に収集可能にするための方法とデータの活用方策の検討等
- ⑤ 調査結果の公表・周知 等

◆補助先: 公募により選定された団体

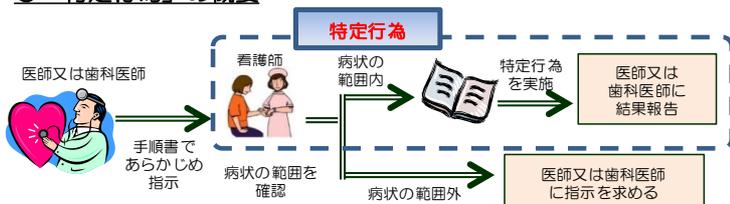
看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

令和7年度当初予算案（令和6年度予算額）医療提供体制施設整備交付金38億円の内数
（医療提供体制施設整備交付金26億円の内数）

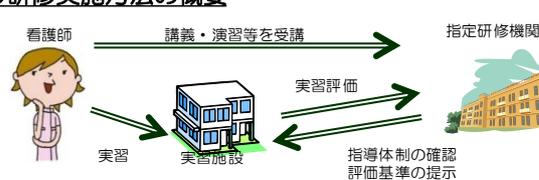
事業目的

- 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 当該研修制度の円滑な実施及び研修修了者を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- このため、指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費について支援する。

○「特定行為」の概要



○研修実施方法の概要



事業概要

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。

（補助先）

- ① 厚生労働大臣が定める者。ただし、指定研修機関の指定に係る審査を受けている者に限る。
- ② 指定研修機関

（補助率）

1/2（国：1/2、指定研修機関等：1/2）

特定行為研修に係る目標値の考え方

■ 第8次医療計画に記載する事項

- **地域の実情に応じた指定研修機関や協力施設の確保等の研修体制の整備に向けた具体的な計画** 例) 指定研修機関や協力施設の目標数の設定等
- **特定行為研修修了者の就業者数**

■ 目標値設定の考え方（案）

指定研修機関数や協力施設数、特定行為研修の就業者数については、可能な限り今後の受講意向調査等のニーズを踏まえ、都道府県ごとの足下数をベースに地域の実情に応じた数値目標を定めることとしてはどうか。

その際、専門性の高い看護師の確保に係る以下の観点も考慮することとしてはどうか。

- 在宅医療における質の高い効果的なケアの実施の推進
- 新興感染症等の感染拡大時に、高度急性期に対応できる知識と技術を有する看護師の確保
- 看護の質の向上と医師の時間外労働の上限規制に資するタスク・シフト/シェアの推進

特定行為研修に係る目標値の考え方

■ 特定行為研修修了者の就業者数の目標値についての基本的な考え方と算出例（案）

1 在宅・慢性期領域の就業者数

【算出例】

- 看護師数が常勤換算5名以上の訪問看護ステーションに、特定行為研修修了者各1名以上の配置する場合の就業者数
- 地域の訪問看護ステーションの特定行為研修への受講ニーズ調査から算出
- 在宅医療を支える医療機関における同行訪問を行う特定行為研修就業者数
- 療養病棟や介護施設等に1名以上配置する場合の就業者数 等

例

全訪問看護ステーション数：100
うち、看護師が常勤換算で5名以上の訪問看護ステーション数：40
40の訪問看護ステーションに1名以上の修了者：40
箇所×1名=40名以上

2 新興感染症等の有事に対応可能な就業者数

【算出例】

- 有事に、ICUや救命救急等の集中治療を担う全ての病棟において、機動的かつ流動的な対応が可能となる特定行為研修修了者の人数（例えば、診療報酬の施設基準に係る看護師以外に2名以上配置、等）
- 新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関のニーズ 等

例

特定集中治療室管理料・ハイケアユニット入院医療管理料を算定する病棟数：35
救命救急入院料を算定する病棟数：15
上記の各病棟に最低2名以上の配置：
2名×50=100名以上

3 医療機関における看護の質の向上とタスク・シフト/シェアに資する就業者数

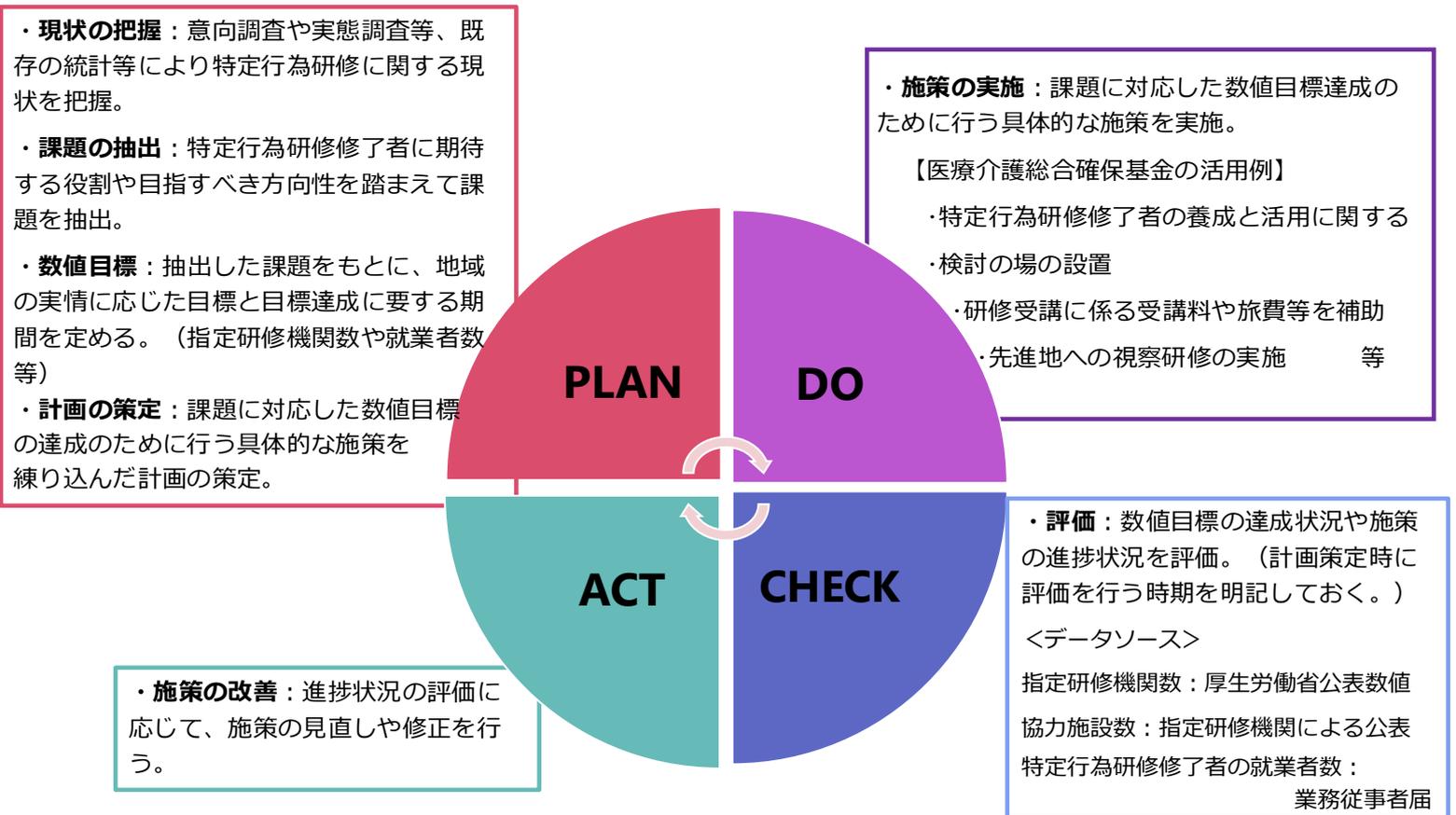
【算出例】

- 医療機関の看護師の特定行為研修への受講ニーズ
- 医師労働時間短縮計画の作成対象となる医療機関や、総合入院体制加算を算定する医療機関における特定行為研修修了者の養成ニーズ調査等から算出（例えば、医療機関が以下のように算出したものの積み上げ。
・高度急性期病棟に各勤務帯1名以上、毎日配置するために必要な人数
・外科病棟に日勤帯に1名以上、毎日配置するために必要な人数） 等

①～③の合計+α（その他、地域の実情に応じて都道府県独自の観点で目標数を追加）

都道府県ごとの特定行為研修修了者の就業者の目標値

特定行為研修に係る目標値の考え方（政策循環：PDCAサイクル）



令和5年度 看護職員の資質の向上に係る研修事業等の実施状況について

【目的】 都道府県における看護職員を対象とした研修等の事業の実施状況を把握するとともに、本調査の集計結果を各都道府県等に情報提供することで、看護職員の研修及び特定行為に係る看護師の研修制度の一層の推進を図ることを目的とする。

【調査項目】 実施の有無、事業概要、受講者数（もしくは有無）、委託先 等

【調査時期】 令和6年6月

【結果】 厚生労働省HPにて公表 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000079675.html>

新人看護職員の資質の向上を図るための研修に係る事業			特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業		
		受講者数 (人)	実施 都道府県数	実施 都道府県数	
新人看護職員研修		40,511	45	特定行為研修に係る受講費用の補助	43
医療機関受入研修		1,548	34	特定行為研修受講時の代替職員雇用に係る費用補助	26
多施設合同研修		13,702	36	指定研修機関の設備整備補助	3
研修責任者等研修	研修責任者研修		30	指定研修機関における研修運営	3
	教育担当者研修		37	制度の理解促進、周知、受講に係る支援制度の紹介	18
	実地指導者研修		36	特定行為研修修了者に対する事業 (症例検討、実践報告会、研修会等の開催)	11
新人看護職員研修の推進に係る事業	協議会		9	特定行為研修に係る課題やニーズ調査、研修受講状況等の現状把握	8
	アドバイザー派遣		4	特定行為研修制度の推進に係る協議の場等の開催	9

3. 保健師、助産師及び看護師の行政処分等について

(1) 行政処分対象事案の把握等

行政処分対象事案の把握や処分対象者との調整、行政処分等に係る意見又は弁明の聴取については、かねてより御協力いただいているところであるが、都道府県によって、行政処分に係る対象事案の把握状況等に差が見受けられる。できる限りの状況把握に努めていただき、情報の提供をお願いする。また、業務上過失致死傷（医療過誤）や業務関連の犯罪（薬物濫用やわいせつ行為等の性犯罪）においては、判決文等の司法処分における情報のみならず、事件当時の背景や状況など処分に必要な情報が十分に得られるよう、引き続き御協力をお願いする。

また、保健師、助産師及び看護師の行政処分については、処分の結果を共有させていただいており、引き続き、都道府県においては、保健師、助産師及び看護師の被処分者が都道府県の准看護師免許を有していないかどうか、改めて御確認いただきたい。

これらは、国民の医療に対する信頼の確保のために非常に重要な業務であるため、各都道府県においても、引き続き、御協力をお願いする。

(2) 再教育研修における助言指導者の確保

行政処分を受けた保健師、助産師及び看護師に対しては、職業倫理及び一定の知識や技術を確認するとともに、患者に対し安全に医療サービスを提供するといった看護師等として果たすべき責務の自覚を促し、復帰後の業務の適正な実行に導くことによって国民の医療への信頼を確保することを目的として、保健師助産師看護師法第15条第2項に基づき、再教育研修を命じている。

再教育研修の一つである個別研修の実施に際しては、医療機関の看護管理者や卒業した学校養成所の専任教員等で、行政処分対象者への助言や指導を行う助言指導者を選任する必要があるが、助言指導者となり得る者の選出及び依頼が困難な状況にあり、個別研修が実施できない対象者がいる。都道府県においては本制度の趣旨を理解いただき、個別研修対象者から助言指導者の相談があった場合には、貴管内の医療機関や看護師等学校養成所を紹介する等の御協力をお願いする。

4. 令和7年度看護関係予算案等について

①令和7年度看護関係予算案について

(1) 医療提供体制推進事業費補助金における事業

○ 看護職員就業相談員派遣面接相談事業

各都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員をハローワークへ派遣するとともに、ハローワークで実施している医療機関を対象とした事業所見学会や面接会へ同行させるなど、就労相談や求人医療機関、研修機関との連絡調整等を行う。今後も、積極的に本事業を活用・周知いただき、地域ごとの課題に応じた看護職員確保策の推進をお願いしたい。

○ 助産師活用推進事業

都道府県において、関係団体や学識経験者等で構成した協議会を設置し、助産師出向の検討に関する助産師就業等の偏在の実態把握、対象施設の選定・調整、事業の企画・実施・評価などを行い、都道府県における助産師就業の偏在解消、助産実践能力の強化、及び助産学生等の実習施設の確保等を図る。

また、助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関の確保に関する実態把握や、助産所と連携する医療機関を確保するための調整・支援等を行う。

さらに、院内助産・助産師外来の普及や理解促進を目的とした講演・シンポジウム等の実施に対する支援を行う。

今後も、積極的に本事業を活用・周知いただき、地域における妊産婦の多様なニーズに応える助産師の活躍・活用の推進をお願いしたい。

○ 外国人看護師候補者就労研修支援事業

経済連携協定等に基づき入国する外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受け入れが実施できるよう、外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要となる日本語能力の習得及び、受け入れる施設の研修支援体制の充実を図る。

今後も、積極的に本事業を活用・周知いただき、外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受入れ実施のための環境整備の推進をお願いしたい。

(2) 医療提供体制施設整備交付金における事業

○ 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

保健師助産師看護師法に基づき特定行為研修を行う指定研修機関等において、研修の実施に必要なカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に係る費用に対する支援を行っている。地域における指定研修機関の確保及び特定行為研修を修了した看護師の計画的な養成を図るため、引き続き当該交付金の活用をお願いしたい。

(3) 地域医療介護総合確保基金における看護関係事業

看護関係の基金事業については、その多くが既存事業から移行したものであり、「医療従事者の確保に関する事業」として多くが実施されている。令和7年度についても引き続き、当該基金を活用の上、看護関係事業のより一層の充実をお願いしたい。

②看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査について

令和7年度の調査については、例年どおり4月上旬頃に依頼する予定であり、管内の看護師等学校養成所に係るとりまとめ等、ご協力をお願いしたい。

令和7年度調査の報告にあたっては、担当者におけるダブルチェックの徹底など、これまで以上にしっかりと、数値に誤りがないか等を確認の上で報告いただくとともに、管内の看護師等学校養成所に対しても、報告誤りの防止について注意喚起をお願いしたい。

令和7年度 看護関係予算案の概要

(括弧書きは前年度予算額)

1. 看護職員の資質向上等

(1) 特定行為に係る看護師の研修制度の推進

- ① 看護師の特定行為に係る研修機関支援事業 512百万円(512百万円)
「特定行為に係る看護師の研修制度」(平成27年10月1日施行)の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、研修を実施する指定研修機関の設置準備や運営に必要な経費を支援する。また、特定行為研修の指定研修機関の拡充を図るため、特定行為研修修了者や指定研修機関に関する情報収集とその提供、指定研修機関同士の連携体制の構築に必要な経費を支援する。
- ② 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業 66百万円(66百万円)
指定研修機関や協力施設において効果的な指導ができるよう、指導者や指導者リーダーの育成研修の実施等に必要な経費を支援するとともに、特定行為研修修了者を対象とした特定行為を実践していくための技術と判断力の向上を図るための講習会の実施等に必要な経費に対する支援を行う。
また、特定行為研修の受講者及び指定研修機関数の増加や修了者の活動をより一層推進するため、特定行為研修修了者の活動の実態やそれによる効果、指定研修機関における研修の実態に関するデータの収集や分析、データの活用方策の検討等を行うために必要な経費に対する支援を行う。
- ③ 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 ※医療提供体制施設整備交付金38億円の内数
看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に必要な経費に対する支援を行う。
- ④ 特定行為研修の組織定着化支援事業 177百万円(177百万円)
看護師への特定行為研修の受講と研修修了者の活動を推進する取組を組織的かつ継続的に実施する指定研修機関である医療機関等に対し、就業する看護師に特定行為研修共通科目の学習機会を提供するためのeラーニングのコンテンツ使用料等の費用や特定行為研修修了者が特定行為を実施できる体制整備等を目的とした委員会の設置、特定行為研修修了者へのメンターの配置等に必要な経費に対する支援を行う。
また、本事業の周知や取組の支援を目的としてシンポジウム・ワークショップの開催等に必要な経費に対する支援を行う。

(2) 看護職員の資質向上推進

- ① ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業 15百万円(15百万円)
在宅での看取りにおける医師による死亡診断に関わる手続の整備を図るため、「規制改革実施計画」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえた、医師による死亡診断等に必要な情報を報告する看護師を対象にした法医学等に関する研修の実施に対する支援を行

う。さらに、サテライトでの研修受講環境を整えるとともに、本研修の医師向けの研修等を実施するために必要な経費に対する支援を行う。

- ② 看護教員等養成支援事業（通信制教育） 8百万円（8百万円）
看護教員等の養成における通信制教育（eラーニング）の実施に必要な経費に対する支援を行う。
- ③ 看護教員教務主任養成講習会事業 11百万円（11百万円）
看護師等養成所の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な専門的知識・技術を修得させることを目的とした、講習会の実施に必要な経費に対する支援を行う。

〈参考 令和6年度補正予算〉

- ① 特定行為研修の組織定着化支援事業 98百万円
看護師への特定行為研修の受講と研修修了者の活動を推進する取組を組織的かつ継続的に実施する指定研修機関である医療機関等に対し、就業する看護師に特定行為研修共通科目の学習機会を提供するためのeラーニングのコンテンツ使用料等の費用や特定行為研修修了者が特定行為を実施できる体制整備等を目的とした委員会の設置、特定行為研修修了者へのメンターの配置等に必要な経費に対する支援を行う。
- ② 地域における特定行為実施体制推進事業 39百万円
地域支援型の指定研修機関が、地域版特定行為研修推進委員会を設置し、訪問看護ステーション等向けの長期型の研修プランの作成や実習場所の調整、訪問看護師等が特定行為研修受講中における代替要員の調整等を行うのに必要な経費に対する支援を行う。
また、介護保険施設等の関係団体が、介護保険施設等に対する特定行為研修制度の周知及び介護保険施設等が特定行為研修の協力施設等となるための支援を行う特定行為研修実施体制推進委員会の設置等を行うために必要な経費に対する支援を行う。
- ③ 地域標準手順書普及等事業 17百万円
都道府県医師会等が、地域標準手順書普及等推進委員会を設置し、標準的な手順書例を地域の実情にに応じて調整し、その周知・広報等を行うのに必要な経費に対する支援を行う。
- ④ 医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業 12百万円
医学系学会等による「特定行為研修修了者の活用ガイド」の作成に向けた修了者の活動実態の調査・分析やワーキンググループの開催、「特定行為研修修了者の活用ガイド」の普及・周知のためのシンポジウムの開催等に必要な経費に対する支援を行う。
- ⑤ 看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション効果検証事業 279百万円
看護師等養成所や医療機関・訪問看護ステーションにおける更なるICT機器の円滑な導入等の支援やその効果検証等を実施することで、看護師等の養成や看護現場におけるデジタルトランスフォーメーションを促進する。

2. 看護職員の確保対策等

- ① 中央ナースセンター事業 **拡充** 259百万円（235百万円）

看護職確保対策の推進を図るため、求人・求職情報の提供や無料職業紹介などの潜在看護職の再就業の促進を図るナースバンク事業、訪問看護支援事業等に必要な経費に対する支援を行う。また、今後増大する看護ニーズに対応していくため、看護職員のタスク・シフト/シェアに資するよう、看護補助者として就業を希望する者に対する研修等を実施する。
- ② 災害・感染症に係る看護職員確保事業 56百万円（56百万円）

災害や新興感染症の発生に際して、都道府県が迅速に看護職員の確保を図れるよう、他の医療機関等への派遣に適確に対応できる看護職員（災害支援ナース）の養成・リスト化を進めるとともに、全国レベルで派遣調整できる体制を整備する。
- ③ 看護職員確保対策特別事業 44百万円（44百万円）

看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策の推進に資する取組に必要な経費に対する支援を行う。
- ④ 医療専門職支援人材確保・定着支援事業 10百万円（10百万円）

医師・看護師等の医療専門職から医師事務作業補助者等の医療専門職支援人材へのタスク・シフティングの推進を図るため、医療専門職支援人材の業務内容や魅力の紹介を行うとともに、定着支援に資する研修プログラムの開発や医療機関向けの研修等を行うために必要な経費に対する支援を行う。
- ⑤ 看護職員就業相談員派遣面接相談事業 ※医療提供体制推進事業費補助金267億円の内数
都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員が、公共職業安定所と連携して実施する求職者の就労相談や求人医療機関との調整などに必要な経費に対する支援を行う。
- ⑥ 助産師活用推進事業 ※医療提供体制推進事業費補助金267億円の内数
医療機関における助産師就業の偏在解消や実習施設確保、助産実践能力の向上等を図るため、助産師出向や助産師就業の偏在の実態把握、助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関を確保するための相談・調整等の実施に対する支援を行う。また、院内助産・助産師外来の普及や理解促進を目的とした講演・シンポジウム等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

〈参考 令和6年度補正予算〉

① 中央ナースセンター事業（人材活用システムの周知・広報及びナースセンターの機能強化等経費部分） 31百万円

都道府県ナースセンターに対する「デジタル改革関連法を踏まえた看護職の人材活用システム」の周知・広報活動に関する研修等の実施、へき地等における潜在看護職等の活用及び看護職の就業支援の更なる充実を図るための都道府県ナースセンター等へのICT機器の整備を行う。

② 地域強化型看護基礎教育カリキュラム調査検証事業 48百万円

次回の看護基礎教育カリキュラム改正の検討に必要な情報の収集と、令和4年度からのカリキュラムの効果を検証するための調査を行うとともに、地域で療養する者のケアに必要なカリキュラムを強化し、地域医療を支える人材育成に資するカリキュラムとするための検証・分析及び各養成所へのフィードバックを行う。

③ 中堅期看護職員等の就業継続支援事業 28百万円

新人教育に携わる中堅期看護職員等の就業継続を支援するため、中堅期看護職員等向けのポータルサイトの設置、運営及び管理や、当該サイト内に教育に携わる看護職員同士がコミュニケーションをとれる場や、研修（後輩育成・指導研修、ハラスメント研修等）を受けられる場、専門家によるカウンセリング等を受けられる場等のコンテンツ作成等に必要経費に対する支援を行う。

3. 経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師受入

(1) 外国人看護師受入支援事業・外国人看護師候補者学習支援事業

- | | |
|--|-----------------|
| | 167百万円 (167百万円) |
| ① 外国人看護師受入支援事業 | 63百万円 (63百万円) |
| 外国人看護師候補者の受入を円滑に進めるため、国内説明会の開催や看護分野の基礎研修の実施、看護専門家等による受入施設に対する巡回訪問の実施等に必要な経費に対する支援を行う。 | |
| ② 外国人看護師候補者学習支援事業 | 104百万円 (104百万円) |
| 外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等に必要な経費に対する支援を行う。 | |

(2) 外国人看護師候補者就労研修支援事業 ※医療提供体制推進事業費補助金267億円の内数

外国人看護師候補者が就労する上で必要となる日本語能力の向上を図るため、受入施設に対して、日本語講師を招聘するために必要な経費、研修指導者等経費や物件費に必要な経費に対する支援を行う。

4. 地域医療構想の達成に向けた取組の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金（医療分）

61,299百万円（73,299百万円）

将来を見据えた地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携に関する取組と併せて、居宅等における医療の提供や医療従事者の確保に関する取組についても、引き続き、地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

また、勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金により、医師の労働時間が長時間となる医療機関に対する大学病院等からの医師派遣や、医師の労働時間短縮に取り組む医療機関に対する勤務環境改善等のための更なる支援を行う。

(参考) 【対象事業】

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備整備に対する助成を行う事業。

② 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の意見を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等の取組に対する助成を行う事業。

③ 居宅等における医療の提供に関する事業

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う事業。

④ 医療従事者の確保に関する事業

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する事業。

⑤ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に対して助成を行う事業（勤務医の労働時間短縮の推進）。

(2) 地域医療介護総合確保基金における主な看護関係事業(例)

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - 院内助産所や助産師外来を設置する場合の施設・設備整備に対する支援
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
 - 訪問看護の人材育成や人材確保を図るための研修の実施に対する支援
 - 訪問看護推進協議会などの設置や会議開催に対する支援
- ③ 医療従事者の確保に関する事業
 - 看護師等養成所の運営や施設・設備の整備に対する支援
 - 新人看護職員の資質向上や早期離職防止の観点からの研修の実施に対する支援
 - 看護職員の資質向上のための研修の実施に対する支援
 - 看護管理者に対する看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた研修の実施に対する支援
 - 看護師宿舍の整備に対する支援
 - 看護職員の就労環境改善(多様な勤務形態の導入や職場風土の改善に関する研修の実施など)に対する支援
 - 看護職員の勤務環境改善のための施設整備(病院のナースステーションや仮眠室などの拡張・新設)に対する支援
 - 看護職員をはじめとする医療従事者の離職防止や再就業を促進するための病院内保育所の運営や整備に対する支援
 - 医療勤務環境改善支援センターの運営

地域医療介護総合確保基金で実施する主な看護関係事業（例）について

(1) 病床の機能分化・連携

○ 妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備

院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。

(2) 在宅医療（歯科・薬局を含む）の推進

○ 在宅医療推進協議会の設置・運営

県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置、訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。

上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。

○ 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施

訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。

上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

○ 特定行為に係る看護師の研修制度の推進のための事業の実施

訪問看護における特定行為を実施した事例の収集、効果・課題等の検証に係る経費や、訪問看護ステーションに所属する看護師の特定行為研修の受講に係る経費など、地域における特定行為に係る看護師の研修制度の普及を推進するための経費に対する支援を行う。

(3) 医療従事者等の確保・養成

○ 看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備

看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。

○ 新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施

看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。

○ 看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施

看護管理者向けに看護管理者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。

○ 看護職員の就労環境改善のための体制整備

短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。

○ 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援（院内保育所整備・運営等）

計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クラーク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。

○ 医療勤務環境改善支援センターの運営

医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用した勤務環境改善に向けた取組などを行う医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。

○ 看護師等養成所の施設・設備整備

看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。

○ 看護職員の資質の向上を図るための研修の実施

看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。

○ 看護職員の定着促進のための宿舍整備

看護職員の離職防止対策の一環として、看護師宿舍の整備に対する支援を行う。

○ 看護職員の勤務環境改善のための施設整備

病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。

助産師活用推進事業

令和7年度当初予算案（令和6年度予算額）医療提供体制推進事業費補助金 267億円の内数（医療提供体制推進事業費補助金 261億円の内数）

背景

- 積極的な助産師活用の場として、院内助産*1、助産師外来*2、助産所等が挙げられ、医師との協働のもと、その専門性をさらに活用することで、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するとともに、妊婦の多様なニーズに応えることが期待される。
- 医師の働き方改革の実現に向け、医師以外の職種へのタスクシフティング・タスクシェアリングの推進が求められており、産科医療機関においては、産科医師の負担軽減を目的とした、助産師の積極的な活用の推進が必要。

*1「助産師外来」緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が医師と役割分担をし、妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行うこと。

*2「院内助産」緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、妊娠から産褥1か月頃まで、正常・異常の判断を行い、助産ケアを提供する体制。（※医療法における「助産所」には該当しない）

対象経費

助産師活用推進事業に必要な職員諸手当(非常勤)、非常勤職員手当、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料(非常勤)、委託費

主な目的や方法

助産師出向

の検討、計画立案、運営、評価等

- ▶ 多くの助産師が就業している高度医療機関においては、ハイリスク妊産婦の増加により、正常分娩の介助経験を積み重ねることが困難

出向により、分娩経験等を得られ助産実践能力が向上

- 都道府県協議会*の設置
- 実践能力の高い助産師を育成

※既存の看護職員確保や助産師出向支援等の協議会でも可
(都道府県看護協会、助産師会、都道府県医師会・産婦人科医会、都道府県行政担当者、学識経験者等)

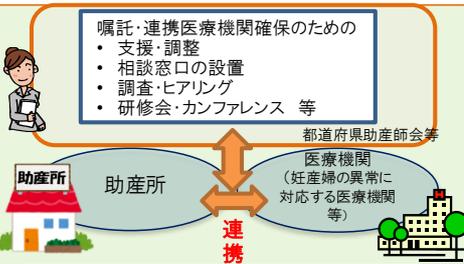


【具体的な例】

- ・助産所で勤務する助産師による病院・診療所でのハイリスク妊産婦の管理
- ・病院で勤務する助産師の助産所での妊産婦への支援や産後ケア事業の実施
- ・新生児蘇生の技術修練
- ・助産学生の実習施設確保のための調整
- ・助産師の偏在の実態把握の調査
- ・関係団体や学識経験者等で構成した協議会の設置 など

助産所と嘱託連携医療機関等の連携に係る支援

- 協議会の設置などにより、
- 助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関の確保に関する実態把握
- 助産所において、嘱託・連携医療機関等を円滑に確保できるよう調整・支援



【具体的な例】

- ・助産所と医療機関の
 - 連携状況のヒアリング
 - 連携についての情報交換会
 - 連携した産後ケアの実施にむけた支援・調整
 - オープンシステム/セミオープンシステムの活用に向けた調整・調査
- ・関係団体や学識経験者等で構成した協議会の設置 など

院内助産・助産師外来

の実際及び効果についての理解促進

- ▶ 院内助産・助産師外来を実施するためには、産科医師等の理解・協力が必要



産科医師等を対象に、院内助産等の実施までのプロセスや効果等についての理解促進を目的とした取組を実施

- 院内助産等の実施に関する講演・セミナー・シンポジウム等
- 院内助産・助産師外来ガイドライン改訂版(H30)の周知

【具体的な例】

- ・関係者の理解促進のための院内研修や勉強会の実施
- ・情報収集のための他施設の見学
- ・業務マニュアルの策定の支援
- ・院内助産・助産師外来の実施及び効果についての調査 など

活用例

5. 看護業務効率化に関する取組について

(1) 看護業務効率化先進事例収集・周知事業

令和元年度から5年間実施してきた「看護業務の効率化先進事例収集・周知事業」において看護業務の効率化に資する先進的な取組を行う医療機関等として表彰された取組事例を「看護業務効率化 先進事例収集・周知事業ポータルサイト」で紹介している。各都道府県におかれては、医療機関等における看護業務効率化を一層推進するため、ポータルサイトの周知をお願いします。【P I 看 33～34】

(参考)「看護業務効率化 先進事例収集・周知事業ポータルサイト」
<https://kango-award.jp/>

(2) 看護現場におけるデジタルトランスフォーメーションの促進

看護現場のデジタルトランスフォーメーション(以下、「看護DX」という。)を促進し、看護業務の効率化推進及びその効果を評価することで、看護サービスのさらなる向上を図ることを目的として、令和5年度補正予算事業で「看護現場のデジタルトランスフォーメーション促進事業」を実施している。

現在、4カ所の病院において、ICT機器導入による看護業務効率化の効果検証を行っているところであるが、今後、他の医療機関等が看護DXに取り組む際の参考となるよう、各取組事例の特徴やポイント等をまとめた事例集を公表する予定である。追って周知予定であるためご承知おきいただきたい。

また、令和6年度補正予算事業でも「看護現場のデジタルトランスフォーメーション効果検証事業」実施することとしており、今後、事業に参加する団体(医療機関、訪問看護ステーション)の公募を行う予定であるため、その際は周知にご協力をお願いします。【P I 看 35】

看護業務効率化先進事例収集・周知事業

背景

令和5年度当初予算（令和4年度予算額）20百万円（27百万円）

「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会報告書」（平成29年4月6日）や「医師の働き方改革に関する検討会」（平成29年8月から実施）において、医師から看護職へのタスク・シフティング（業務の移管）の推進が議論され、看護職の活躍の場や業務の拡大が期待されている。

看護職の活躍の場や業務の拡大に伴い、これまで以上に看護業務の効率化を図り、看護職がより専門性を発揮できる働き方の推進や生産性の向上が必要となる。

事業内容等

◆事業目的：

看護業務の効率化としては、他職種との連携推進、ICTの利活用等が想定されるが、各施設の特性により取り組みの程度や取り組める内容にも差異が大きいと想定されるため、看護業務の効率化に関する先駆的な取組を収集し、その中から汎用性が高く効果のある取組を選定し、広く周知する。

◆事業内容：

看護業務の効率化に資する取組を広く募集し、選考委員会を設置して先進的取組を選定・表彰、周知する。

＜取組例＞ 申し送り時間短縮、ベッドコントロールのAI活用、体温や血圧・心拍数などの自動記録等

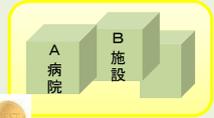
- ▶ 選考委員会を設置し、有識者の意見を聞いて先進的取組を選定。
- ▶ 周知方法は、取組事例の報告会+動画を作成しHP上で公表。
- ▶ 選定した先進的取組の他施設での試行を支援。

取組の公表（周知）
HP上での動画公開



報告会・受賞式

動画作成



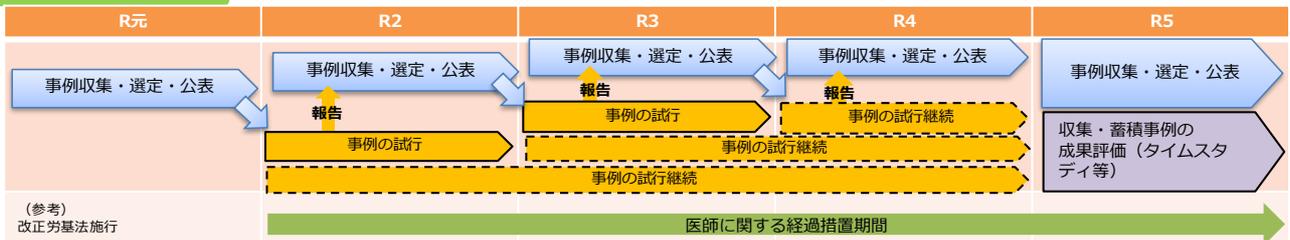
選定

選考委員会



先進的取組医療機関

スケジュール（予定）



委託先

公益社団法人 日本看護協会

看護業務効率化 先進事例収集・周知事業 ポータルサイト

○ 看護職がより専門性を発揮できる働き方の推進や生産性の向上、看護サービスの質の向上を図るための看護業務の効率化の推進を図ることを目指し、先進的な取り組みや情報を提供するサイト。

生きるを、ともに、つくる。
公益社団法人 日本看護協会

看護業務効率化 先進事例収集・周知事業ポータルサイト

ホーム / 本事業について / 最新情報 / **事例検索** / TOPICS

看護業務の効率化により、看護サービスの質の向上を目指します。



<https://kango-award.jp/>

事例検索

条件を選択後「検索する」ボタンを押してください

気になるテーマから探す

看護記録 音声入力 入退院支援 人的資源管理 タスク・シフト/シェア ICT

地域から探す

北海道・東北 関東 北陸・甲信越 東海 関西 中国・四国 九州・沖縄

施設種別から探す

病院 診療所 訪問看護ステーション 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 その他

部門から探す

業務改善 タスク・シフト/シェア・多職種連携 AI・ICT等の技術の活用 その他の工夫

キーワードから探す

Q キーワードを入力してください

検索する Q

2021年度優秀賞

< その他の工夫、タスク・シフト/シェア・多職種連携 >

看護補助者の退職者減少を目指した「看護補助者の拡大チーム」の編成と「看護補助者ラダー」の導入

施設名	学校法人北里研究所 北里大学病院（神奈川県）
種別	病院
病床規模	病床規模 1185床 従業員数 3081名 看護職員数 1527名
受賞理由	看護補助者の人材不足問題と、それに伴い看護師の負担増加による専門性の高いケアを実施できない現状から「看護補助者の拡大チーム」の編成と「看護補助者ラダー」を用いた教育体制によって、看護補助者の定着と人材の質向上を目指した取り組みである。看護補助者がサポートし合う組織文化の醸成を達成し、教育内容の充実によって看護補助者のスキルアップを達成した。これらの取り組みによって、リリーフ体制の強化と看護補助者の離職率の低下等具体的な成果を上げている。また、看護補助者の定着は多くの施設にとって重要な課題であり、参考となる取り組みであることも評価された。
参照データ	ひと目でわかる取組概要 事例詳細

出典：日本看護協会 看護業務効率化先進事例収集・周知事業ポータルサイト

看護業務効率化取り組みガイド

○「看護業務効率化先進事例収集・周知事業」の事業成果をふまえ、多くの施設で看護業務効率化に取り組めるよう看護業務効率化の取組のプロセスを解説。

看護業務効率化 取り組みガイド

目次 INDEX

はじめに 2

序章 いま、「看護業務効率化」が求められる背景 3

1. 現在の医療を取り巻く状況 3

① 人口動態の変化 3

② 患者提供体制の改革 4

③ 業務の時間外労働の上乗せ規制について 5

2. 持続可能な看護提供体制の構築に向けて 6

① 看護職員の働き方改革 6

② 看護職員に求められる役割と専門性の異なる発展 6

第1章 看護業務効率化の考え方 7

1. 看護業務効率化の考え方 7

① 看護業務効率化とは—その目的と目指す成果— 7

② 看護業務効率化で解決可能な課題 8

2. 看護業務効率化の取り組みに必要な視点 9

第2章 看護業務効率化の取り組みプロセス 11

1. 看護業務効率化に取り組む前に 11

① 取り組みのミッション/ビジョンの確認 11

② 取り組みによる看護の質向上、専門性の異なる発展のイメージ形成 11

2. 看護業務効率化の取り組みの流れ 12

① 現状の把握 13

② 看護業務に関する課題の抽出 14

③ 取り組み内容の検討 16

④ 体制整備・必要経費の確保 20

⑤ 目標・値の設定・実施計画の立案 21

⑥ 取り組みの実施 22

⑦ 取り組みの詳細 22

⑧ 評価の取り組み 23

第3章 看護業務効率化の取り組みの継続・発展 24

1. 看護業務効率化の継続・発展に向けて 24

① 定期的な評価・見直しの実施性 24

② 取り組みの継続のために 24

③ 取り組みのさらなる発展に向けて 24

2. 組織を超えた看護業務効率化の推進 25

参考資料

「看護業務の効率化先進事例アワード」受賞取り組み一覧 26

参考ウェブサイト 28

第1章 看護業務効率化の考え方

第2章 看護業務効率化の取り組みプロセス

第3章 看護業務効率化の取り組みの継続・発展

【掲載内容の一部】

【表1 課題別の方策例】

	課題	方策例
非効率的な看護業務	ベッドサイド業務がすべて終わった後にまとめて記録をしているため、超過勤務が生じる	<ul style="list-style-type: none"> 頻回に使用する複数の記録様式をセット化する 音声入力機器によるリアルタイム記録を導入する
他職種による実施が可能な業務の実施	病棟ごとに物品の場所が異なるため、他病棟の応援に行った際に、物品を探すのに時間がかかる	<ul style="list-style-type: none"> 院内全病棟の物品の置き場所や整理のしかた、名称の表記等を統一する
組織内での業務負担の偏り	コロナ病棟において看護師が掃除等の周辺業務も担っている	<ul style="list-style-type: none"> ロボット掃除機を導入する 病棟に薬剤師を配置する セントラルミキシングを導入する
	病棟ごとに日によって患者の重症度に差があり、一部の病棟の看護師の負担が大きくなっている	<ul style="list-style-type: none"> 病棟ごとの業務を可視化し、業務量に応じて応援に行く看護師を差配できるようにする

日本看護協会 看護業務効率化 先進事例収集・周知事業 ポータルサイト

https://kango-award.jp/



施策名:看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション促進事業

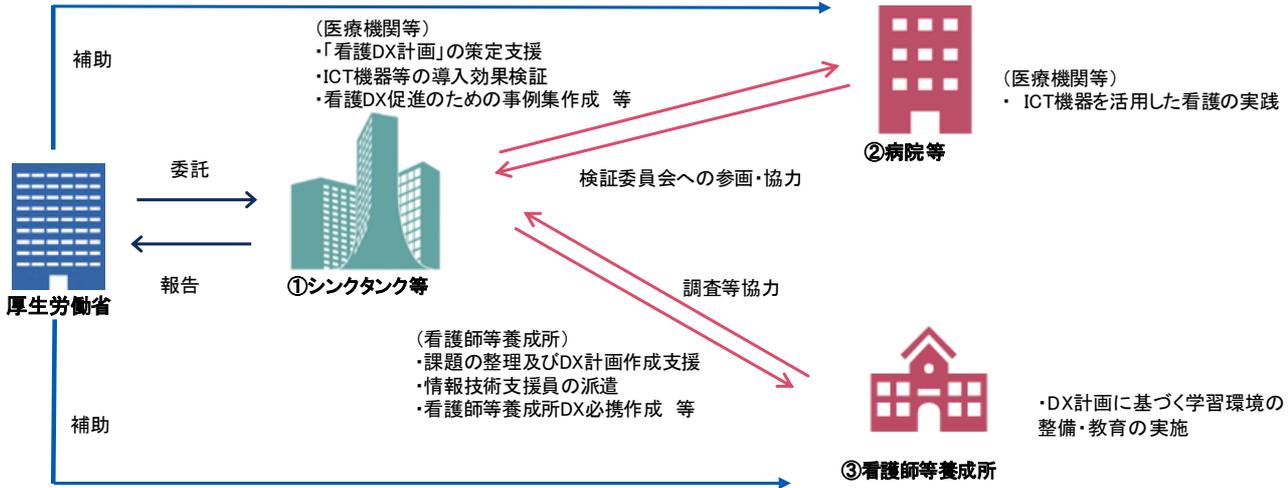
① 施策の目的

看護師等養成や看護現場のデジタルトランスフォーメーションを促進し、看護業務及び看護師等養成の効率化推進及びその効果を評価することで、看護サービスのさらなる向上を目的とする。

② 施策の概要

看護師等養成所や看護現場におけるDX(デジタルトランスフォーメーション)化を促進するため、看護師等養成所や病院・訪問看護ステーション等におけるICT機器を活用した効率的・効果的な看護業務及び看護師等養成方法の検討等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

看護現場での看護師の業務の効率化を図ることにより、看護サービスの質の向上を推進する。また、看護師等養成所においても、効果的な教育を行うことにより、質の高い看護師等の養成を図る。

施策名:看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション効果検証事業

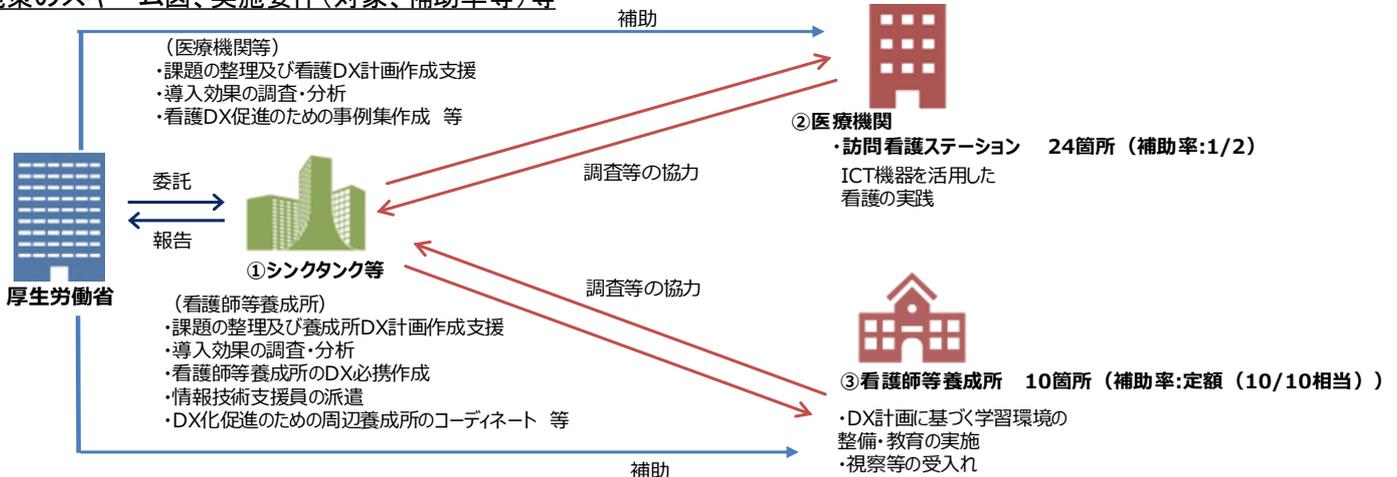
① 施策の目的

看護師養成や看護現場のDX(デジタルトランスフォーメーション)化を促進し、看護業務及び看護職員育成の効率化の推進及びその効果を評価することで、看護サービスのさらなる向上を目的とする。

② 施策の概要

看護師等養成所や看護現場におけるDX化を促進するため、看護師等養成所や医療機関・訪問看護ステーションにおけるICT機器を活用した効率的・効果的な看護業務及び看護師等養成方法の検討等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

看護現場での看護師の業務の効率化を図ることにより、看護サービスの質の向上を推進する。また、看護師等養成所においても、効果的な教育を行うことにより、質の高い看護師等の養成を図る。

6. 看護補助者の確保・定着のための取組について

(1) 看護補助者の確保・定着支援事業について

限られた人材の中で質の高いケアを提供するためには、看護職員から看護補助者へのタスク・シフト／シェアを進めるなど協働を推進していくことが重要であり、令和5年度補正予算事業で「看護補助者の確保・定着支援事業」を実施している。

本事業は、事業に参加する各病院が抱える看護補助者確保・定着に関する課題に対応した支援を行っているところであり、今後、その取組内容と効果や、看護補助者確保のための広報戦略等について分かり易くまとめた事例集等の公表を行う予定である。追って周知予定であるためご承知おきいただくとともに周知にご協力をお願いします。【P I 看 37】

施策名: 看護補助者の確保・定着支援事業

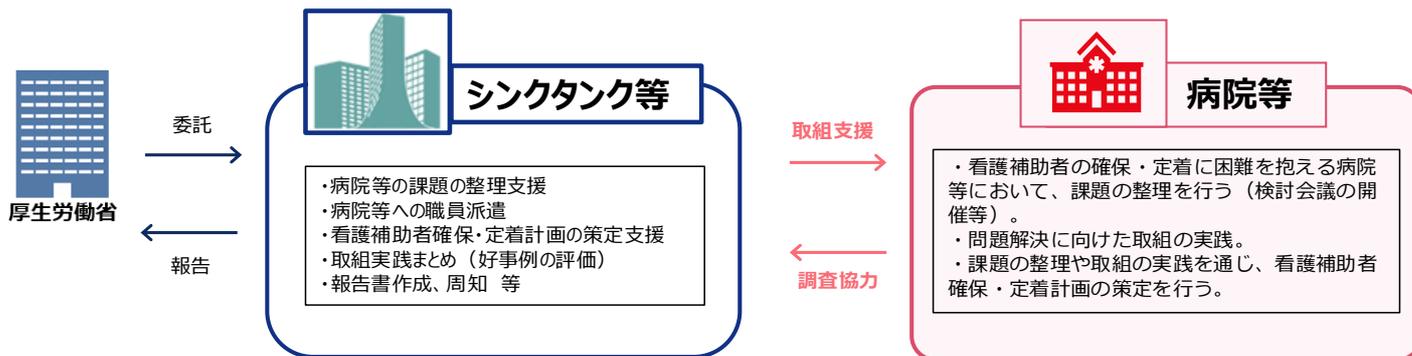
① 施策の目的

看護補助者の確保・定着に困難が生じている病院等において、看護補助者の確保・定着のための取組を総合的に推進することにより、病院の人材マネジメント力の向上を支援することを目的とする。

② 施策の概要

看護補助者の確保・定着に困難が生じている病院等において、看護補助者の確保・定着に向けた取組の実践を支援する。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

看護補助者の確保・定着に困難が生じている病院等において、看護補助者の確保・定着のための取組を総合的に推進することにより、病院の人材マネジメント力が向上し、看護補助者の確保・定着に繋がる。

7. 看護職員等の就業継続支援について

(1) 新人看護職員等の就業継続支援事業

令和5年度補正予算事業において、新人看護職員等の就業継続を支援するため、新人看護職員等向けのポータルサイトの設置、運営及び管理や、当該サイト内にコミュニケーションをとれる場や専門家によるカウンセリング、研修を受けられる場等のコンテンツを作成している。

この度、本事業の実施主体である日本看護協会において、看護職を応援する「看護職応援サイト」が開設されたところであり、今後はここに看護職のために役立つ様々な情報を掲載していく予定である。都道府県におかれては、看護職応援サイトについて御了知いただくとともに、医療機関等への周知をお願いする。【P I 看 39-1】

(参考)「看護職応援サイト」

<https://cheer.nurse.or.jp/>

(2) 中堅期看護職員等の就業継続支援事業

令和6年度補正予算事業において、新人教育に携わる中堅看護職員等を対象とした後輩育成・指導やハラスメント等に関する研修を受けられる場やメンタルヘルスの専門家によるカウンセリング等を受けられる場等のコンテンツ作成等を行う予定である。【P I 看 39-2】

施策名: 新人看護職員等の就業継続支援事業

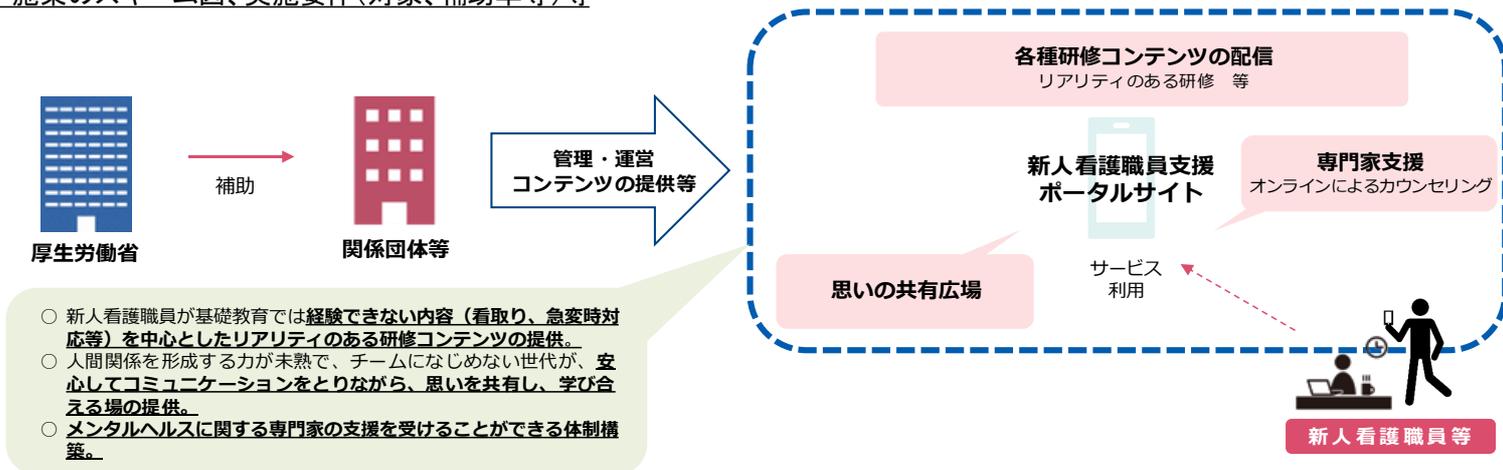
① 施策の目的

新人看護職員等の離職防止・就労の継続を支援することを目的とする。

② 施策の概要

新人看護職員等向けのポータルサイトの設置、運営及び管理や、当該サイト内にコミュニケーションをとれる場や専門家によるカウンセリング、リアリティのある研修を受けられる場等のコンテンツを作成するために必要な経費に対する支援を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

新型コロナウイルス感染症の影響等により臨地実習を経験できなかった学生の離職率が上昇しているところ、本事業の実施により離職率の低下が見込まれる。

施策名: 中堅期看護職員等の就業継続支援事業

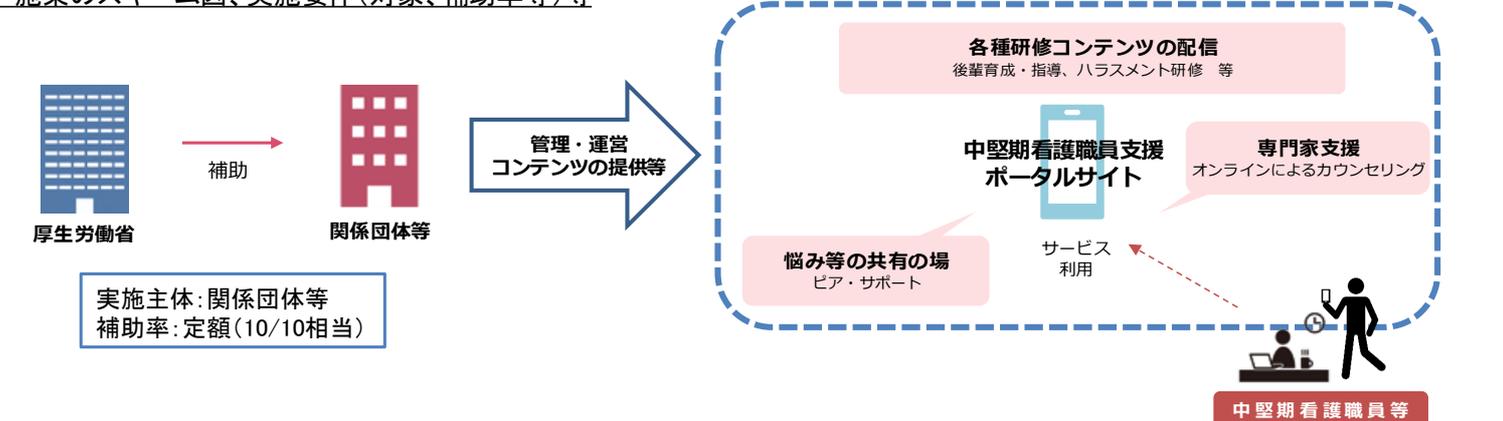
① 施策の目的

新人教育に携わる看護職員は、新人看護職員の育成やライフイベント等により負担感が大きいと言われていた中で、対応策が十分ではない。本事業では、新人教育に携わる看護職員が気兼ねなくコミュニケーション等ができる環境や、必要な研修を受講できる環境等を提供することにより、新人教育に携わる看護職員の離職防止・就労継続を支援することを目的とする。

② 施策の概要

新人教育に携わる看護職員が気兼ねなくコミュニケーションをとれる場や、研修(後輩育成・指導研修、ハラスメント研修等)を受けられる場、専門家によるカウンセリング等を受けられる場等のコンテンツ作成等に必要な経費に対する支援を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

新人教育に携わる看護職員の就業継続により、新人等後輩看護職員の育成・指導等を実施することができ、看護職員の技術向上をもって国民に対し安心・安全な医療提供に貢献する。

8. 看護職員の夜勤・交代制勤務について

(1) 看護職員の夜勤・交代制勤務に関する調査事業

働き方改革が進む中、子育て等による時短勤務や夜勤免除の職員が増えたため夜勤を担当できる看護職員の確保が大きな課題になっている。一方、看護職員の中には、夜勤や休暇の多さ、勤務時間の長短などその働き方に魅力を感じる者もいる。しかしながら、病棟等の勤務形態は2交代制、3交代制など1つに定められていることが多く、希望する働き方ができない状況にある。

こうした状況を踏まえ、令和6年度厚生労働省補助金事業により、看護職員が働き続けることのできる柔軟な勤務形態や職場環境の在り方等を調査しているところであり、今後、その結果をまとめたガイドを作成する等により、周知を行う予定であるためご承知おきいただきたい。

9. 危機管理における看護マネジメント研修について

(1) 危機管理における看護マネジメント研修ガイドライン

新興感染症等の有事の際の危機管理を行うための看護マネジメント能力の向上のため、各都道府県等の担当者が看護管理者向けの研修を企画・実施する際に活用していただくことを想定した、「危機管理における看護マネジメント研修ガイドライン」を令和5年度厚生労働省補助事業（実施主体：一般社団法人 日本看護管理学会）により策定した。都道府県におかれては、当該ガイドラインをご活用いただき、研修を企画、実施いただけるようお願いする。

なお、研修の実施に当たっては、地域医療介護総合確保基金が活用できることを申し添える。【P I 看 42】

（参考）「危機管理における看護マネジメント研修ガイドライン」

<https://janap.jp/document/>

令和5年度 危機管理における看護マネジメント研修ガイドライン作成等事業

背景・事業目的

令和5年度予算額（令和4年度予算額）6.7百万円（1.1百万円）

- 今般の新型コロナウイルス感染症対策において、医療機関、訪問看護ステーション、施設等における新型コロナウイルス感染症対応のための看護職員確保、感染管理を考慮した看護配置の検討、患者・職員の心身の安全管理等、看護管理者が非常に重要な役割を果たしてきた。
- 令和2年度厚生労働科学研究（特別研究）「新型コロナウイルス感染症に対応する看護職員の確保及び最適なマネジメント検討に向けた実態調査研究」において、新型コロナウイルス感染症対応に係る看護管理者の役割等についての調査を行い、令和3年度には当該研究結果を活用して看護管理者向けの新型コロナウイルス感染症対応看護マネジメント研修を実施した。
- 看護管理者向けの研修は、感染症患者受け入れの準備、院内外のリソースの活用、人的資源の再配分等、新型コロナウイルス感染症に限らず、新興感染症や災害等の有事の際の危機管理として同様に役立つ内容を含んでいる。**限られた看護人材を有効に活用し、地域の医療提供体制を維持することは看護管理者にとって不可欠な能力であることから、今後も引き続き看護マネジメント能力の向上を目的とした研修を各都道府県において実施することができるよう、研修開催のためのガイドライン等作成を行うことを目的とする。**

事業概要

看護管理者向けの「危機管理における看護マネジメント能力向上研修」が各都道府県において実施可能なものとなるように、研修開催のためのガイドライン及びコンテンツを作成し、その検証を行う。

① 研修ガイドラインの作成・更新

各都道府県において「危機管理における看護マネジメント能力向上研修」を実施できるよう、研修開催に係るガイドラインを作成し、試行後に更新を行う。

② 研修で活用可能なコンテンツの作成

各都道府県で実施する研修において活用可能な動画やテキスト等のコンテンツを作成する。

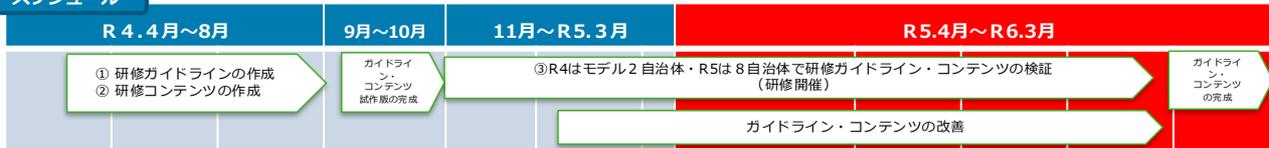
③ 研修ガイドライン及びコンテンツの検証・改善

①及び②で作成したガイドライン及びコンテンツを用いて研修を開催し、内容の検証と必要に応じて改善を行う。

「危機管理における看護マネジメント能力向上研修」の概要

- ◆ 目的
新型コロナウイルス感染症対応を始め、新興感染症や災害等に対応するために必要な看護マネジメント能力の向上
- ◆ 対象
医療機関、訪問看護ステーション、施設等における看護管理者
- ◆ 内容
 - ・組織において必要な看護職員確保策
 - ・患者受け入れに向けた組織内の準備
 - ・患者及び職員の心身の安全管理
 - ・地域での医療提供体制維持のための看護職員活用
 - ・人的資源の再配分
 - ・組織内外のリソースの活用
 - ・医療機関等の機能の維持

スケジュール



補助先

日本看護管理学会